

第 3 回

熊本県議会

経済常任委員会会議記録

平成20年9月25日

開 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成20年9月25日（木曜日）

午前10時1分開議

午後0時34分閉会

本日の会議に付した事件

議案第3号 平成20年度熊本県電気事業会
計補正予算(第1号)報告第11号 県有地信託の事務処理状況を
説明する書類の提出について報告第12号 株式会社テクノインキューバ
ションセンターの経営状況を説明する書
類の提出について報告第13号 財団法人荒尾産炭地域振興セ
ンターの経営状況を説明する書類の提出
について報告第14号 財団法人熊本県伝統工芸館の
経営状況を説明する書類の提出について報告第15号 財団法人熊本テルサの経営状
況を説明する書類の提出について報告第16号 財団法人熊本県雇用環境整備
協会の経営状況を説明する書類の提出に
ついて

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①県関与見直し実行計画に基づく県出資
団体等の見直し状況報告②事故米穀の不正流通にかかる対応につ
いて

③財政再建戦略（中間報告）について

④県営工業団地分譲価格の見直しにつ
いて⑤平成19年熊本県観光統計と観光パートナ
ーシップアクションプランの結果につ
いて⑥熊本県観光立県推進条例（仮称）（案）の
概要について⑦新・くまもと観光アクションプラン（仮
称）（案）の概要について

⑧熊本県営有料駐車場あり方検討について

⑨荒瀬ダムを継続する場合の費用等につ
いて

出席委員（8人）

委員長 佐藤 雅 司

副委員長 溝口 幸 治

委員 西岡 勝 成

委員 藤川 隆 夫

委員 鎌田 聡

委員 早田 順 一

委員 内野 幸 喜

委員 増永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

部長 島田 万 里

次長 赤星 政 徳

次長 竹上 嗣 郎

首席商工審議員

兼商工政策課長 宮尾 尚

産業支援課長 前田 正 夫

経営金融課長 藤好 清 隆

首席企業立地審議員

兼企業立地課長 小野上 典 明

観光物産総室長 梅本 茂

労働雇用総室長 長野 潤 一

労働雇用総室副総室長 松永 康 生

労働雇用政策監

兼産業人材育成室長 福島 裕

企業局

次長 上野 幸 一

総務経営課長 中園 幹 也

工務課長 福原 俊 明

労働委員会事務局

局長 井 公 男
審査調整課長 佐 伯 康 範

事務局職員出席者

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝
政務調査課課長補佐 内 田 豊

午前10時1分開議

○佐藤雅司委員長 皆さんおはようございます。それでは、ただいまから第3回経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。なお、付託議案等の質疑は、議案等の説明が終了した後、一括して受けたいと思います。

まず、議案等について商工観光労働部、企業局の順に説明を受けます。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○島田商工観光労働部長 商工観光労働部関係の提出議案について御説明を申し上げます。

今回、当部からは、報告案件6議案を御提案申し上げます。

提案の内容は、県有地信託の事務処理状況に関する報告議案1件、県が資本金等の2分の1以上を出資している団体の決算及び事業計画についての報告議案5件となっております。

本日は、このほか、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況など7件について御報告させていただくこととしております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますよ

うお願いを申し上げます。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。座って説明させていただきます。

委員会説明資料の1ページで、県有地信託の事務処理状況を説明する書類の提出についてでございます。

こちらの方、御説明を別冊でございます県有地信託の事務処理状況を説明する資料で御説明させていただきたいと思っております。

それでは、説明させていただきます。

信託の概要でございますが、信託財産は、熊本市花畑町の土地747平米でございます。県と住友信託銀行との間で、昭和61年10月に県有地信託契約を締結しております。場所は、熊本市の中心部の花畑公園の交番の向かい側でございます。通称テクノプラザビルというところでございます。信託期間は、平成30年10月30日まででございます。受託者が住友信託銀行株式会社。信託の内容は、信託業務を引き受けました住友信託銀行が、当該地にオフィスビルを建設いたしまして、平成30年10月まで賃貸業を営み、賃貸収入等から諸経費及び信託報酬等の管理運営費を差し引き、利益が出た場合は信託配当金として委託者である県に交付するものでございます。ビルは、5階から7階までが信託財産で、1階から4階は県の所有でございます。

事業実績でございますが、2の第22期事業実績報告書でございます。

概要に記載しておりますとおり、賃貸収入等5,339万6,000円余の収入に対しまして、1,935万円余の支出を行った結果、信託利益金として3,403万円余を計上いたしました。

この信託利益金から、前期、平成18年度に繰越欠損金として処理しております2,318万円余をてん補し、残りを借入金等元本返済金等に885万円余を組み入れ、200万円を県に配当するという内容でございます。

(2)に損益計算書が表でございます。

右側収入の欄が、賃貸収入で4,526万円、その他合計で5,339万6,000円余ということでございます。支出の方が、借入金利息以下、計の欄で1,935万9,000円余で、信託利益金が3,403万円余でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。

この当期信託利益金の処分計算書でございますが、先ほど申し上げましたとおり、2,318万円の前期繰越欠損金がございます。この前期繰越欠損金につきましては、それまで入居しておりましたK A B、熊本朝日放送が18年2月に退去いたしまして、その後、県でソフトバンクを誘致するまでの間、賃料がないという状況でございましたので、前期は繰越欠損金として処理したものでございます。

この繰越欠損金を差し引きまして、当期純利益が1,085万円余ということでございまして、これを元本組入で885万円、信託配当金で県へ200万円というふうに処分をいたしております。

(4)は貸借対照表でございます。

現金が現在4,000万円、それから、借入金は1億6,500万円と、前期より1,800万円ほど減少しております。

3ページ目が、23期、今年度の事業計画でございますが、今年度は、ソフトバンクが長期契約でございますので、安定的に推移する予定でございます。

そういう形で、合計の9,338万円余で執行するという予定となっております。

以上でございます。

○前田産業支援課長 産業支援課でございます。よろしく申し上げます。

報告第12号株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況につきまして、別冊の経営状況を説明する書類により説明をさせていただきます。資料の1ページをお開き願います。

事業の概要でございますが、テクノインキュベーションセンターは、平成12年4月に、新事業創出促進法に基づきまして、県と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資によりまして設立された株式会社でございます。

テクノ・リサーチパーク内に賃貸型の事業場、いわゆる貸し工場を建設し運営する第三セクターでございます。4棟11室の貸し工場の運営、管理を行っておりますが、入居状況につきましては、平成19年度に1社が入居しましたものの、2社が退去し、平成20年3月31日現在、全11室中9室が入居中でして、現在も同様の入居状況でございます。

また、収支の状況につきましては、売上高は4,381万6,000円を計上し、経常利益は184万1,000円、当期純利益は35万9,000円の黒字となっております。

続きまして、2ページから3ページにかけて会社の概況を載せてございますが、3ページには組織体制、役員について記載をしております。

4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。先ほど御説明申し上げましたとおり、当期純利益が約36万円となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。土地、建物等を合わせまして、左下に記載しておりますが、総資産が約11億円でございます。借入金などはございません。

資料の10ページから、平成20年度の事業計画と事業収支計画を掲げております。

事業計画につきましては、これまでどおり、施設の管理、運営と入居者に対する側面的支援を行うこととしておりまして、収支計画につきましても、今期も引き続き黒字を見込んでおるところでございます。

以上で株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況の報告を終わらせていた

できます。

引き続きまして、報告第13号財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況についてでございます。

こちらにつきましても、別冊の経営状況を説明する書類により御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

当センターは、平成2年11月に、国の産炭地域振興審議会から答申された今後の産炭地域振興対策のあり方の中で、産炭地域振興の中核的事業主体の育成が提言されたことを受け、経済産業省が平成4年度に創設した産炭地域活性化事業費補助金制度に基づき、平成6年12月に設立された公益法人であります。

主な事業としましては、センターみずから行う自主事業と、他の団体が地域活性化に資する事業を実施する際に必要な経費を助成する、助成事業の2つがございます。

1ページの下段の方ですが、旧産炭地域の振興のため創設いたしました産炭地域活性化基金につきましては、10億円が造成されており、平成19年度からは、それまで運用益活用型でありましたが、制度改正により取り崩し型となっております。

平成19年度では、2億747万円を取り崩し、自主事業として、地域振興を担う人材育成のためのまちづくり人材育成事業やふるさと情報紙の発行を行いますとともに、2ページをお開きをお願いしたいと思います。助成事業として、荒尾ナン100周年事業や万田坑及び万田坑周辺整備事業などへの助成を行ったところでございます。

また、産炭法の失効に伴い創設いたしました新産業創造等基金につきましては、これも10億円の基金が造成されており、取り崩し可能な基金であり、平成17年度から、基金を取り崩しての本格的な事業展開に取り組んでいるところでございます。

平成19年度では、880万円を取り崩し、産業育成を目的としたコーディネーター委嘱業

務の実施、企業誘致等事業で2件の助成を行ったところでございます。

7ページをお願いいたします。

平成19年度の収支につきましては、ここに収支計算書総括表を掲載しておりますが、収入合計2億5,018万円余に対しまして、支出合計2億4,184万円余で、次期繰越金833万円余となっております。

平成20年度につきましては、資料の31ページから43ページまでの事業計画により、新事業創出支援推進事業等、引き続き自主事業及び助成事業を行い、特に産炭地域活性化基金につきましては、積極的な活用を行い、さらに旧産炭地域振興のための事業を推進していくこととしております。

以上をもちまして、財団法人荒尾産炭地域振興センターの経営状況の報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○梅本観光物産総室長 観光物産総室でございます。報告第14号の説明をさせていただきます。

別冊の伝統工芸館の経営状況を説明する書類に基づきまして御説明を申し上げます。

お開きいただきまして、1ページ目に、19年度の事業報告を書かせていただいております。

1ページ目の中ほど、上段にありますような施設の管理をやっておりまして、1階展示室、2階展示室を初め、ほぼフル稼働の状況の中で施設の運営、管理を行っております。

施設の来場者数につきましては、1ページの表の右下にあります。合計で17万8,694人の方々に来訪いただいております。

これの推移でございますけれども、2ページのグラフに平成6年以降の推移を書かせていただいております。ほぼ15万人以上、20万人のところの中で推移をできておりまして、先ほど言いましたように、19年度につき

ましては17万8,000人余の利用をいただいております。

3ページ以下につきましては事業報告でございますが、とりわけ8ページに、伝統工芸館の方で中心的に今取り組んでおります伝統的工芸品の産地指定の推進事業でございます。

肥後象眼や天草の陶磁器、そして、小代焼に続きます第4弾目の伝統工芸品の産地指定を目指しまして、今、山鹿灯籠、人吉・球磨地方の刃物及び八代のイグサの3産地につきまして、国の指定を受けられるように準備を進めております。

さまざまな基準がありまして、なかなか難しいハードルもございますが、例えば山鹿灯籠については、歴史性を挙証する文献を入手することができましたし、そういったことで一步一步積み上げてきて、ぜひできるだけ早く次の伝統工芸品の産地指定を目指したいと考えております。

9ページをお開きください。

9ページと10ページが、19年度の伝統工芸館の一般会計の収支計算書であります。

10ページの下から3段目のところに、当期収支差額、決算額がマイナス244万と出ております。ただ、前期からの繰越金が720万程度のプラスがありますので、20年度に向けては480万のプラスの繰り越しをしております。

この当期収支が、マイナス244万としてマイナスになりました原因の主なものは、9ページのちょうど中ほどに、事業活動支出がありますが、伝統工芸館の管理運営費、人件費の下に一般管理費があります。ここの左から2番目のところに、補正額が710万出ております。法人税の税金の支払いでございまして、指定管理制度に伴いまして法人税を支払ったことに伴って2カ年分の事業支出が出た関係で、先ほど言いましたような、当期としてはマイナス240万の赤字でございますが、次期繰り越しとしては黒字の480万を予定してお

ります。

続きまして、23ページ以降に、20年度の事業計画を書かせていただいております。

ほぼ19年度と同じような内容になっておりますが、特に常設展示での企画を充実しまして、来場者の確保を目指したいと考えております。

とりわけ20年度の取り組みとしては、25ページの(5)でございますが、利用促進策として、1階展示室と即売場の配置がえを既に行っております。かなり好評でございまして、ほぼ今の状況で1割程度の利用増の実績がございまして、引き続き集客活動の方に努めてまいりたいと考えております。

以上、伝統工芸館の収支状況及び20年度の事業計画でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○長野労働雇用総室長 労働雇用総室でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の5ページ、報告第15号財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、別冊の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、この財団法人熊本テルサでは、勤労者の福祉の向上及び勤労者意欲の向上等を図ることを目的に、職業情報の提供、教育・研修、健康増進等々、それから、宿泊等のサービス事業を行っているところでございます。

まず、3ページの平成19年度事業報告書でございますけれども、(1)の情報提供事業としまして、国、県等の労働関係の施策等の広報を行いますとともに、雇用・能力開発機構と連携しまして、勤労者へ職業情報等を提供しております。

また(2)の教育・研修事業や(4)の教育・文化事業につきましては、企業や団体が行います会議、研修あるいは講演会、学会、各種集会对しまして、テルサホールや会議室等を

御利用いただいているところでございます。

また(3)の健康増進事業につきましては、勤労者の健康増進のため、フィットネスクラブ、スイミングクラブ、エアロビクスなどの運動施設を提供しているところでございます。

次に、4ページでございます。

熊本テルサ運営事業としまして、レストラン部門、会議・宴会部門、宿泊部門において各種のサービスを提供しております。

そして、これらを適切に維持管理するため、大きい2の熊本テルサの管理に関する事業といたしまして、施設の維持、補修、機械設備の保守点検等の管理事業を行っております。19年度におきましては、さらに経営改善計画に基づきまして施設の改修、業務マニュアルの整備並びに階層別の職員研修等、人材育成の強化を行いますとともに、昨年度、東京の一流ホテルの総料理長として活躍されておりました土山さんを新たに総支配人としてお迎えいたしまして、料理やサービスの質の向上に努めたところでございまして、その5ページのところに昨年度の利用状況を示してございますけれども、約46万人の方々に御利用をいただいているところでございます。

それから、6ページをお願いいたします。

19年度の収支計算書でございます。

本年度の決算額の(2)の欄でございますが、収入の部では、基本財産運用収入、事業収入、雑収入、特定預金の取崩収入を合わせまして、当期の収入合計が約9億7,300万円余でございます。前期繰越収支差が5,900万円余ありますので、収入合計としましては10億3,200万円余となっております。

一方、支出の部でございますが、事業費、管理費、固定資産の取得費の支出、借入金の返済支出を合わせまして、当期支出合計が9億8,300万円余で、当期そのものの収支差としましては960万円余の支出の超過となっております。

おります。

これは、婚礼の売り上げが、チャペル改修による伸びによる事業収入が前年度を110%ほど伸ばしましたものの、料理におきまして、地産地消メニューを導入したことによる仕入れ原価の増あるいは燃料費の高騰等によりましてマイナスになったものでございます。この結果、次期繰越収支差が4,900万円余となっております。

続きまして、資料15ページをお願いいたします。

20年度の事業計画書でございます。

20年度におきましても、19年度と同様、勤労者の福祉向上を図ることを目的に、職業等の情報提供等々の今年度と同様の各種事業を行う予定でございます。

17ページをお願いいたします。

20年度の収支予算書でございますが、本年度予算額の欄をごらんいただきますと、収入、支出とも10億600万円余となっております。

以上が財団法人テルサの決算及び20年度の事業計画でございます。

引き続きまして、説明資料の6ページでございます。

報告第16号財団法人熊本雇用環境整備協会の経営状況についてでございます。これについても別冊の方で説明させていただきます。

雇用環境整備協会は、地域の発展を担うべく、人材の確保、育成、定住促進に寄与することを目的といたしまして、平成3年11月に設立された財団でございます。県、市町村、県内の主要企業から出資、出捐いただきまして、基金の運用益及び受託事業の収入で事業を行っているところでございます。

まず、19年度の事業報告書でございますけれども、3ページの大きい1番、地域雇用の推進では、(1)として、Uターンに対する助成でございますけれども、県内事業主に対するUターン費の助成として、Uターン者を採用した中小企業主に対する移転費用の一部を

助成するもので、19年度は6件ほど助成をいたしております。

それから(2)の地域雇用支援事業といたしましては、企業経営や人材育成に関する講演会を開催しております。

4ページをお願いいたします。

(3)の就職支援事業としまして、再就職希望者に対して、パソコンの実務活用術や個別カウンセリング等を内容とします職業スキルアップセミナーを、県内6カ所のハローワークの管内において実施しております。

それから次、5ページをお願いいたします。

協会の自主事業の2つ目としまして、若年者の雇用の推進に係る事業を実施しております。具体的には、JR水前寺駅ビルにジョブカフェくまもとを設置し、熊本県、ヤングハローワーク、雇用・能力開発機構と共同しまして、若年者の就職支援を一体的、総合的に行っております。昨年度は延べ1万5,500名程度の若者が来所いたしております。また、552名の方が就職決定されておまして、3年連続500名を超える成果を上げているところでございます。

次に、3番目として、そのほか調査研究事業も実施しております。

資料7ページをお願いいたします。

これにつきましては、厚生労働省からの受託事業でございます若年者地域連携事業の実績を記載しております。この事業は、ニート、フリーター、若年離職者、学生等を対象としまして、職業観、勤労観を醸成し、就労過程へ誘導する各種事業を中心に構成されておまして、例えば高校生の県内企業職場見学の助成あるいは職業意識や社会人として身につけるべき基本マナー等の知識を高めるための職業セミナーなど、9ページまで書いてございますけれども、全部で12本の事業を実施しております。

次に、10ページをお願いいたします。

19年度の収支決算書でございます。

大きいIの、まず事業活動収支の部の決算額(b)欄でございますけれども、ごらんいただきたいと思いますが、事業活動収入としまして、基金運用による利息収入、それから国からの受託事業収入等を合わせまして、当期の事業活動収入合計としましては7,600万円余でございます。

一方、支出につきましては、事業費、管理費合わせまして支出合計6,600万円余でございます。当期の事業活動収支差は900万円余のプラスとなっております。

次に、IIの投資活動収支の部をごらんいただきたいと思いますが。

基金取崩収入1,500万円余を計上しておりますけれども、これは基金を運用する際の不足額を充当するための資金といたしまして、固定資産として普通預金を積み立てしておりましたけれども、新会計基準導入後初めて決算を行うに当たりまして、公認会計士の助言を受けましたところ、基金の中に流動性の高い普通預金を計上することは好ましくないとの指摘がございましたので、会計処理上、取り崩しを行ったものでございます。

その下の投資有価証券の売却収入3億4,000万円余については、より有利な基金運用を行うために債券の運用がえを行ったものでございまして、その下に投資有価証券取得支出として新たに3億円を投入しておりますけれども、これは先ほどの売却資金をもとに新しい債券を購入したものでございます。

また、定期預金積立支出が5,000万円ございますけれども、これは残りの売却収入4,000万円余をもとに、新たに定期積み立てを行ったものでございます。

この結果、11ページの一番上の投資活動収支差1,400万円のプラスとなっております。最終的には次期繰越収支差額として1億3,000万円余となっております。

それから、21ページをお願いいたします。

20年度の事業計画でございますけれども、

19年度も引き続き、Uターンを採用した中小企業に対する助成、企業経営や人材育成に関する講演会等々を実施することにしておりますし、22ページでございますけれども、引き続きジョブカフェの運営についても行いますとともに、昨年度、天草地域で実施しました遠隔地の若者のためのジョブカフェサービスの出前で提供いたします移動ジョブカフェを、今年度は八代、球磨地域に拡充し、若者の県内就職の促進を図ってまいることにしております。

さらに、24ページをお願いいたします。

19年度も、引き続き、厚生省からの受託事業を受けまして、14本の事業を予定しておりますところでございます。

27ページでございますけれども、20年度の収支予算書でございます。

事業活動の収支の部として、財産部門の収入、受託事業の収入を合わせまして8,500万円余でございます。支出につきましては、事業費、管理費合わせまして合計9,000万円余となっております。

さらに、28ページの投資活動収支の部で100万円ございますので、その結果、次期繰越収支差が、最下段にありますように、7,100万円余となっております。

以上、熊本県の雇用環境整備協会の決算及び事業計画の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは次に、企業局の総括説明を上野企業局次長から説明をお願いいたします。

○上野企業局次長 企業局でございます。

それでは、私の方から企業局の総括説明をさせていただきます。

今回、企業局から提案しております平成20年度熊本県電気事業会計補正予算の補正予算議案を御説明申し上げます。お手元の説明資

料の7ページ、8ページでございます。

補正の内容につきましては、荒瀬ダム関連の工事に係る増額を2件お願いしております。

補正額は、7ページの総括表のとおり、2件ありますけれども、2件合わせて4,712万9,000円の増額補正でございます。

以上のとおりでございますけれども、詳細につきましては総務経営課長の方から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

また、熊本県営有料駐車場のあり方検討についてと荒瀬ダムを継続する場合の費用等についての御報告をさせていただくことしておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○中園総務経営課長 総務経営課でございます。説明資料の7ページをお願いします。

補正予算の総括表でございますが、企業局で経営しております3事業についてまとめたものでございますが、今回、電気事業会計の収益的支出の増額、資本的支出の増額について補正をお願いしております。

内容につきましては、8ページをお願いいたします。

収益的支出の営業費用について2,025万9,000円の増額補正をお願いしておりますが、これは荒瀬ダム砂れき除去工事の工事費の増額でございます。

除去した砂れきにつきましては、漁港漁場整備課の八代海地区漁場環境保全創造事業、これは覆砂事業でございますけれども、利用することにいたしておりますが、覆砂事業に適した砂を選別する費用が新たに必要になりましたので、補正をお願いするものでございます。

同じページの下の方ですが、資本的支出の建設改良費について2,687万円の増額補正をお願いしております。これは荒瀬ダム護岸補

修工事に係る増額でございます。

今年2月に、河川管理者と現地確認をしたところ、護岸基礎部の洗掘河床等が確認され、早急に補修するよう追加指定されましたために、補正をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 雇用環境整備協会の経営状況の説明がございましたけれども、10ページ、19年度の収支決算書で、受託事業収入が4,200万から2,800万とかなり減っていますよね、予算から。これは何か受託事業がかなり減少したのかどうか、そこを教えてくださいと思います。

○長野労働雇用総室長 一部、当初計画しておりました事業ができずに執行しなかった部分がございます、こういう数字になっております。

○鎌田聡委員 これは、受託事業というのは、大体国からの受託ということになるんですか。

○長野労働雇用総室長 厚生労働省からの受託でございます。

○鎌田聡委員 気になるのが、ちょっと兼ね合いがよくわからないんですけれども、特殊法人の見直しの関係で、雇用・能力開発機構、ここから受託がされているんじゃないかなと思うんですけれども。あれがもし廃止という扱いになれば、そういった受託事業あたりがなくなってくるのかなという気がしていて、その減額がちょっとこういった形で影響して

きているのかなと思ったんですけれども、それは全く関係ないということですか。

○長野労働雇用総室長 雇用環境整備協会は能力開発機構からは受託はございません。県の方もございません。雇用開発機構も独自に事業をされておりまして、厚生労働省からの金を流してもらって独自に事業をしておりますので、県も雇用環境整備協会も受託はしていません。

○鎌田聡委員 はい、よろしいです。

あと、受託事業がちょっと減っているということですが、やっぱり雇用環境、そしてまた、若年者の雇用環境は依然としてまた厳しい状況にあると思いますので、ぜひしっかりとこの事業を進めていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○溝口幸治副委員長 今のこの雇用環境整備協会なんですけど、昔、労政課であって、労政事務所とかあったでしょう。そのあたりでやっていた厚生労働省からの——昔は労働省と言ったんですけど、その受託事業ということで理解してよかったですか。それだけではないんですか。

○長野労働雇用総室長 済みません、そのあたりはちょっと今の時点で私も把握しておりませんので、申しわけございません。

○溝口幸治副委員長 この事業をやっていくときに、例えば商工会議所とか商工会が果たす役割、例えばアンケート調査だとかいろいろところで経済団体が活動すると思うんですけれども、そこはどうですか。今、いろいろお願いしてやられているんですか。

○長野労働雇用総室長 昨年度、商工団体等にアンケートをしたのは特になかったかと思

いますけれども、場合によっては、協会の方から商工団体をお願いする場合が出てくるかと思えます。

○溝口幸治副委員長 私の経験からいくと、結構この辺の下請的な仕事が商工団体に回ってくることもあるんですよね。それは、商工政策課あたりとは全く違うというか、そこで把握されていない事業ですけれども、そういう雇用面でも商工団体がしっかりと役割を果たしているというのを、商工政策課あたりともちゃんと情報を共有しとっていただかぬと、なかなか補助金の問題——この前増永委員の質問でもありましたけれども、視点が商工政策課だけの視点で考えがちじゃないかなと。

商工団体が果たしている役割、こういったものは皆さん方の各課各部にまたがるものがあって、そういったものをトータルで評価して商工団体に対する補助金というものを議論していかないと、商工政策課がやっている事業だけを見ていくと、やっぱりああいう感じの、まあ削減ありきと、財政が厳しいですから、削減という方向は理解をしますが、何か視点が足りないようなそんな気がしていますので、ぜひやっぱりこういうところで商工団体がやっている活動、そういったものをしっかり洗い出して部としてまとめとかぬと、これから先財政の議論をやっていく中で、ひょっとしたらその視点が抜けてしまうんじゃないかと思っていますので、部長、次長、その辺をよく検討しといてください。これは要望です。

○佐藤雅司委員長 その辺の雇用環境整備協会の経緯について、どなたかおわかりになる方がおられれば、そこのところをちょっとお願いしたいと思います。

それから、今について、要望でいいかもしれませんが、部長、何かあれば。

○島田商工観光労働部長 溝口副委員長、今御指摘のとおりでございます。

商工団体、商工会、商工会議所、中央会、トータルとしてやっぱり小規模事業者の育成、健全な発展を図るものでございまして、私どもとしましても、近年、やっぱり商工団体に対する要望といたしますか、これもかなり複雑になってきているわけでございまして、これは私どもも、ある面ではいろいろ補助金の見直しもお願いをする一方で、やっぱりそういう商工団体がこれまでやってきた役割、これももう一回きちっと検証をしながら、本当に商工団体が小規模事業者にとっていろんな面で、トータルとしてその発展に寄与できるように、私どもも目配りを部全体として今後ともやっていきたいと思っておりますので、また御協力のほどお願いをいたしたいと思えます。

○佐藤雅司委員長 その経緯について、どなたかおわかりになりませんか。なければ……

○溝口幸治副委員長 後でいいです。

○佐藤雅司委員長 それでは、後で溝口副委員長の方に御報告をお願いいたしておきます。

○西岡勝成委員 2点お尋ねしたいと思えますけれども、熊本テルサ、土山さんになって随分私は変わってきたと思えます。私たちも、地元の食材をいろいろ頼まれて、直接お会いして活用できないかということをお願いに行くんですけれども、快く使っていただきながら、まあ食材のちょっと仕入れが高くなったという話もありましたけれども、非常に料理の評判がいいと聞いておりますし、私も毎年定期的に使っておりますけれども、随分変わってきました。

これは要望なんですけれども、要するに、地産地消、食の安全、安心、一次産品をやっぱり使って売るところってそんなにないんですね。だから、テルサを一つの熊本県の地産地消の中心地みたいな感じにぜひつくり上げて、観光客でも、あそこに行ったら熊本の素材で大もとが食べられるというような感じにまで、ぜひ土山さんがおられる間にしてほしいと思います。

これは要望ですけれども、もう1つ、企業局。

汚泥を除去して、覆砂用の砂利も採取されていますけれども、きのうも環境対策特別委員会で、覆砂事業に対する砂、骨材の不足というのが、これは産業支援課、前田課長さんところもいろいろ関係してくると思うんですけれども、やっぱり今河川に砂防とかダムがほとんどできてしまって、砂とか砂利の供給が海になかなか来ない。

そうであれば、やはり荒瀬でやっていただいたようなことを、砂防とか、そういういろいろなダムから砂とか砂利を採取して、骨材に使うとか、覆砂に使うとかしていかないと、私は有明海で砂を採取するというのは、非常に漁業振興の面からもおかしいと思っております。

きのうも言いましたけれども、半分ぐらいがヘドロなんです。ヘドロというのは浮遊していきますので、最終的には覆砂をしても海岸線に残って、アブハチ取らずになってしまう可能性というのは十分あるので、新しい砂が供給されていないから、だんだんその率が——多分、良質な砂を取るためには、ヘドロをばんばんばん流しながらやっていかないと砂が取れないという状況になりつつあると思いますので、今後、骨材の面から、まあ覆砂の面からも、ダムとか、そういう砂防から、そういうものを採取するような方向性というのは見出せないものですか。

これは土木部との関係も非常にあると思

ますけれども、荒瀬ダムは、こういうことで一応14年に撤去を決めましたので、そういう流れの中で今やっていますけれども、全体の流れとして、骨材の砂利が県内で不足をするというようなことであれば、そういうことも考えていかざるを得ぬのじゃないかと思ます。これは産業支援課長の方……。

○佐藤雅司委員長 ちょっと待ってください。第1点目のテルサの地産地消については要望ということで。

○西岡勝成委員 はい。

○佐藤雅司委員長 今の覆砂について、じゃあ産業支援課長。

○前田産業支援課長 覆砂、それから、全般的な骨材の需給の観点からちょっと御意見を申し上げますと、県内の骨材が144万立米ほど使われておりますが、その内訳としましては、本県の場合は、海砂が50%、約70万立米ほどが使われております。川砂の方は、これはもうほんの数%程度が使われておるという状況でございます。

九州以外の他県におきましては、山砂でありますとか川砂とかいうのが主体となっておりますのでございますが、本県の場合は、全般的な、全国的な河川の砂利採取の縮小、この流れが出てきているのかなというふうに思っております。河川の砂利採取というのは非常に少ない現状にあると。

これは土木等が所管しておりますので明確にはわかりませんが、河川管理上の問題とか、いろんな観点から、河川管理者が採取の抑制という方向に行っているのかなというふうには思っております。

以上でよろしいですか。

○西岡勝成委員 それで、要するに私が言い

たいのは、砂防ダムとか普通のダムに、そういう荒瀬みたいな良質の砂利、砂がたまつると。要するに、河川の工事によってですね。その分を除去することと、骨材とか、そういう覆砂事業との流れというのは、有機づけて何かできないものかということですよ。

○佐藤雅司委員長 私も、きのう同様の質問をさせていただきましたので、非常に関心があります、じゃあ中園総務経営課長。

○中園総務経営課長 企業局でございます。

私ども、撤去ということで今進めてまいりましたけれども、22年の4月から撤去に入るといことで、約10万立米を撤去に入るときまで、それ以降も、また合わせて10万立米除去することにしておりますけれども、それについては、19年度から22年度、これは覆砂事業として6万立米ほどを使うようにしております。

ただ、これはあくまで流域還元ということをごさしまして、今後荒瀬ダムを撤去するあるいは継続するにしても、土砂はこれは出てまいります。ただ、これは有明海、八代海再生の特措法がございますので、国の方で、1級河川でございますので、総合的な土砂管理といえますか、骨材利用はできないということでございますので、むしろ私どもが土砂を取った場合は、やはり流域に還元するといういことで、ダムの上流であるとか下流において土砂を海の方に流すということになるというふうに思っております。

○西岡勝成委員 それは荒瀬はわかるんですよ。そういうことのできる。今まで——これは土木部がいらっしゃらないのでわからないんですが、やっぱりそういう連携というのはい——今後やっぱりダムにはたまっていくんですね、砂利とか砂が。たまっていくやつをやっぱり除去すると、またそこが活用はできる

わけでございますので、ヘドロもそのうちにはたまって、荒瀬の場合は赤潮も発生したような状況もあります。アオコが出たり、いろいろな部分もあるので、今後は——まあ氷川もあるし、いろいろなダムがありますよね。そういうところから、砂、砂利を撤去するようなシステムをつくってかぬと、そこでうってめてしまつたら、それは、海岸線はヘドロ化していきますよ、ずっと。それで、海の中からまた取って、どんぶりの中で砂は一部分しかないのに、それを取って海岸の近くに置いたら、それはまたヘドロになりますよ。ヘドロはばんばんばん——あの砂の採取作業を私も見に行きましたけれども、ばんばんばんヘドロは流してしまうんですから、半分ぐらいは。そして、もう多分上空から見ると、一面濁っていますよ。それが海岸線に打ち上げたら、同じことを何か金かけてしよる。一時的には覆砂ができて、最終的にはまた浮遊物となって海岸線にヘドロが漂着して覆砂の意味をなさないと思いますので、やっぱり砂を供給してやるというシステムを自然環境の中で考えていかなければならないと思いますので、ぜひこれは部課を超えて検討をいただきたい。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、産業支援課でも、それから企業局の方でも、なかなかここでどうだこうだという話はできないというふうに思いますが、私もきのう申し上げましたが、やっぱり上下流の関係を、堰堤をつくって、そこに砂、小石がたまってしまう。砂や小石が流れないために、いわゆる海の環境も悪くなってしまうと。上からずっとそういうふうになっております。さらには、その上流の部分についても、いわゆる河川の底位が上がったり、いろんな環境に悪い状況が逆に出てきているというような感じがいたしますので、ぜひ部課を越えて横断的に検討をしていただきたいと、そのことだけを要望しておき

たいというふうに思います。

○内野幸喜委員 私もその点をつけ加えさせていただきます。その覆砂事業、隣県の福岡県と比べて、やはり熊本の覆砂事業というのは予算額が少ないと思うんですね。今さっき西岡委員からもお話がありましたように、やっぱりそういったものを活用しながら、そういった事業もやってもらいたいと思います。

以上です。

○佐藤雅司委員長 じゃあ、要望でいいですね。

○内野幸喜委員 はい。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 それでは、なければこれで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第3号について採決をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

まず、議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

それでは次に、報告事項に入ります。

報告の申し出が商工観光労働部から7件、企業局から2件っております。

まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1、2、3について、これはできるだけ簡潔に説明をお願いいたします。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

それでは、報告3件お願いいたします。お手元の委員会報告事項の冊子をお願いいたします。

まず、1件目は、県関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の見直し状況の報告でございます。

これは、平成17年度の財政対策特別委員会の申し送りで、県出資団体の見直し状況を報告するというものでございます。先ほどからの説明と重複いたします部分もございまして、簡潔に説明させていただきます。

まず、表の1番、熊本県伝統工芸館でございますが、平成18年度に指定管理者等に移行いたしまして、計画どおり削減を進めているということでございます。

それから、2番目のグランメッセ熊本につきましては、平成18年7月31日付で解散しております。

3番のくまもとファズにつきましては、県の出資額を従来の4億円から200万円に大幅に圧縮しまして、商工観光労働部長の取締役への就任を廃止しております。

それから、4番目の荒尾産炭地域振興センターでございますが、こちらにつきましては県関与継続ということで、事業の内容は先ほど報告したとおりでございます。

それから、5番目の財団法人くまもとテクノ産業財団、こちらにつきましては県関与を縮小して存続ということで、計画どおり、県

職員の派遣、県費支出等を縮小しております。

6番目のテクノインキュベーションセンターにつきましては、こちらの方は県関与継続ということでございまして、先ほど業務報告したとおりでございます。

2ページ目でございます。

熊本県起業化支援センター、こちらの方も県関与継続ということでございまして、引き続き支援してまいるということでございます。

それから、8番目の熊本県信用保証協会でございますが、県関与縮小して存続ということでございますが、こちらの方が、県費支出の見直し状況を見ていただきますと、5,300万円ほどプラスになっております。こちらの方は、代位弁済が近年増加している関係で増加しているということでございます。所管課におきましては、保証料の見直し等に取り組んでおりますが、この金額の増加は代位弁済等の増加ということでございます。

9番が熊本県観光連盟で、他の団体と統合ということで、こちらの方は統合済みで、県費支出の方も計画的に削減いたしております。

熊本県物産振興協会、こちらにつきましては、こちらの方も計画的に県費支出を削減しているという状況でございます。

11番、12番は、先ほど説明がありましたとおりでございますが、県関与を縮小して存続ということで、計画どおり縮小しております。

以上が県出資団体の見直し状況の報告でございます。

続きまして、3ページ、事故米の不正流通に係る対応について簡単に説明させていただきます。

経緯といたしまして、9月5日に農林水産省からの記者発表がございまして、事故米穀不正流通により、県内のしょうちゅう、米粉などに混入の疑いがあるということが報道さ

れております。

商工観光労働部では、9月6日に危機管理対策連絡本部を設置いたしまして、部長、両次長以下関係課長で第1回の本部会議を開催しております。9月8日から9日にかけて、酒造メーカー3社が自主公表、記者会見をいたしまして、その後、9月10日には第2回本部会議を開催しております。今後被害の拡大が広がるのではないかとということで、当面の対応策の検討に入ったところでございます。9月16日には、農林水産省から、県内41社の関係事業者名が公表されまして、これに伴いまして、9月17日には、緊急対策の実施について発表させていただいたということでございます。

2が緊急支援対策でございます。

経営相談、金融支援、県産品の信頼回復対策と、この3本から成っておりますが、本日、内容は省略させていただきたいと思っております。

以上が事故米穀の不正流通に係る対応でございますが、こちらにつきましては、まだまだ事態は流動的なところもございまして、風評被害もこれからかと思っておりますので、引き続き注意してまいりたいと考えております。

以上が事故米の不正流通に係る対応でございます。

3本目が、熊本県財政再建戦略についてでございます。

お手元に熊本県財政再建戦略中間報告という冊子がお配りしてあるかと思っておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、本日、総務常任委員会の方で報告が行われるということになっておりますが、財政再建は全部局に係るものでございますので、当委員会におきましても、その内容を簡潔に報告させていただきます。

まず、表紙をお開きいただきまして、まず初めに、中間報告を行うに当たっての知事のメッセージを掲載しております。

危機的な財政状況を克服するため、歳入歳出両面にわたる抜本的な見直しに取り組んだものの、現時点では財源不足の解消にはほど遠い結果となっていることから、職員給与の削減を含めたさらなる見直しを進めること、また、県民の皆様説明責任を果たしていくためには、県みずからが身を切るような努力を行うことが必要であることなど、財政危機の克服に向けた知事の決意を改めて示しております。

2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページからが県財政の現状と課題ということで、1ページから8ページまでは、これまで既に先生方にも御承知の内容でございまして、公表しました内容を記載しております。

なお、この中で4ページでございまして、4ページだけが新しい資料でございまして、全国知事会が作成をしました地方財政全体の将来推計を示す資料ということでございます。

中段の表でおわかりのように、このままの状態では、平成21年度には都道府県が、それから、平成23年度には、都道府県に限らず、地方全体の市町村とも財政破綻に陥るということございまして、財政の危機的な状況というものは、本県だけではなく、地方全体に及んでいるということを示したものでございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

9ページからが中間報告の内容となっております。

10ページでございまして、10ページから11ページにわたります、戦略策定の背景、戦略の基本的な考え方、目標等について体系的に整理しております。

再建戦略の目標といたしまして、11ページの持続可能な行財政システムの構築ということ掲げるところでございまして。

なお、戦略の期間につきましては、一番下

でございまして、平成20年度から23年度までの4年間といたしまして、平成21年度から23年度までを集中取り組み期間として取り組むということにしております。

12ページをお願いいたします。

財政システムについてでございます。6つの方針に従い、歳入歳出両面における抜本的な改革に取り組み、歳入に応じた歳出構造への転換を目指すということにしております。

13ページから18ページにかけまして、歳入に係る9項目について、基本的な考え方、具体的な取り組み内容、課題等について整理しております。

この中で、商工部の関連で申し上げますと、13ページの県税では、基本的な考え方の中に、将来の税源関与につながる企業誘致や産業振興に重点的に取り組むということ記載しております。そのほか、取り組みの内容として、地方税徴収対策、水とみどりの森づくり税の使途の見直しなどを掲げております。

14ページをお願いいたします。

県有資産の有効活用ということで、未利用資産を初めとする土地の売却等に取り組むこととして、取り組み内容で主な売却予定物件等も記載しております。

15ページの特別会計では、取り組みの内容の2つ目でございまして、高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計、いわゆる工業団地の特別会計でございまして、こちらの方で分譲価格の見直しなどによりまして売却促進をするほか、次の段の中小企業振興資金特別会計でございまして、こちらの方も、資金需要を踏まえた見直しによって、一般会計での活用を検討するというふうにしております。

めくっていただきまして、16ページが出資金、貸付金の有効活用、それから、17ページは新たな歳入確保に向けた取り組みということで、ネーミングライツ等も記載しております。

めくっていただきまして、19ページをお願

いたします。

19ページから28ページにかけますが、歳出に係る5項目でございます。

まず、人件費についてでございますが、本県では、これまでも職員数や給与の削減に取り組んできたところでございます。今回、新たな定員管理計画を策定いたしまして、現在の計画とあわせて、今後4年間で1,200人以上の削減に取り組むとともに、職員給与の削減についても検討をするということにしております。

21ページをお願いいたします。

一般行政経費でございますが、各種補助金や物件費、維持管理費などの一般行政経費につきましては、全体で約40%の削減を目標にサマーレビューに取り組んだところでございます。

その中で、県が必要最小限取り組む必要がある経費を基礎的なもの、これは内容的には法定受託事務でありますとか、法律、条例で義務づけられた事務でありますとか、それから債務負担が設定されている業務、それから庁舎等の維持管理費でございますが、こういったものを基礎的なものとして整理しているわけでございますが、その割合が77%を占めておりまして、抜本的な削減が難しいことから、この削減の割合も15%程度にとどまっているということでございます。そちらの取り組みの概要を21ページの下の方で示しております。

めくっていただきまして22ページでございますが、補助金等につきましては、その性質に応じまして10%から40%の削減を要請せざるを得ない状況でございます。補助金によりましては削減が難しいものもございますが、県として、投資的な考え方のもと、関係団体等の御理解を得ながら削減に取り組むこととしております。

23ページには、個別補助金ということで、プロジェクトチームで個別に検討した補助金

の一部を記載しております。

当部の関係では、先ほど副委員長の方からもお話がございましたが、中段に商工団体補助の見直しが掲げてございます。本会議の方でも、増永委員の質問に知事及び部長がお答えしましたとおり、商工団体と十分協議しながら、地域経済への配慮を念頭に見直しを進めるということとしております。

一番下段の企業立地補助金につきましても、分割交付の期間延長による補助金の平準化を図るということとしております。

26ページをお願いいたします。

26ページから28ページにわたりまして、投資的経費について記載しております。

補助投資につきましては、毎年度5%、単独投資につきましては3年間で35%程度の削減を目標に取り組んでおり、投資的経費全体で20%程度の削減見込みとなっております。

めくっていただきまして28ページでございますが、ただ、28ページの方に課題ということで記載しておりますが、見直しを進めるに当たりましては、公共投資に依存する割合が高いという本県の実情を踏まえ、投資的経費の削減が地域経済に与える影響等について、十分配慮していく必要があるというふうと考えております。

29ページをお願いいたします。

ここからは行政システム改革について記載しております。

人口減少や少子高齢化の進展、県民ニーズの多様化、地方分権の推進など、これまでにない環境変化の中で、危機的な財政状況に直面しております。このため、記載しております5項目の方針に従いまして、こうした環境変化に対応可能な簡素で効率的な行政システムへの転換を目指していくことを目指しております。

29ページでは、業務の見直しといたしまして、公の施設の見直し、30ページでは、引き続き県出資団体等の見直し、31ページは業務

の効率化が記載されておりまして、32ページで組織体制の見直しについてでございますが、本庁及び地域振興局を初めとする出先機関の組織体制についての見直しを記載しております。

33ページでは、職員数の削減につきまして、行政システム改革の中でも御説明いたしましたとおり、職員数の削減や臨時職員の配置の見直し等に取り組むということにしております。

34ページは、地方分権の推進に向けた取り組みということで、引き続き市町村合併の推進、さらには政令指定都市の実現に向けた取り組みを進めていくと。また、市町村へのさらなる事務権限移譲を推進するというようにしております。

35ページが意識改革の取り組みということでございますが、職員のこれまで以上の意識改革というものに取り組むこととしております。

36ページが、現時点での財源不足の状況ということでございます。

一番下の表でございますが、(2)のところに記載しておりますが、さらなる見直しを要する財源不足額ということで、3年間で約178億円の財源不足、年約59億円という財源不足が見込まれておるというところでございます。

今後のスケジュールにつきまして、37ページでございますが、見直しの内容の精査を進めるとともに、市町村や関係団体に対しましても説明を行っていくこととしております。さらに、当初予算編成作業の中でもさらなる見直しを行いながら、財政再建戦略案として取りまとめ、来年2月の平成21年度当初予算にあわせて公表させていただきたいと考えておるところでございます。

38ページをお願いいたします。

この中でも、見直しを進めていく中でも特記事項として2項目を掲載しております。

1点は、持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請ということでございますが、特記の2で、地域経済への配慮というものを記載しております。

県の歳出削減が、公共事業を初め地域経済に大きな影響を与えることが懸念されることから、限られた財源の中で、より地域の活性化に資する事業の重点化を図っていくとともに、熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえながら、県内中小企業の受注機会の拡大等、また、県産品の利用拡大等にも積極的に取り組んでいくということに記載しております。

最後は、県民からの御意見ということで意見を記載しております。

以上が財政再建戦略の中間報告の概要でございます。

商工観光労働部といたしましては、厳しい財政状況を十分認識しつつ、本戦略に基づいて歳出の見直しを進めることとしておりますが、先ほど県税のところでも申し上げましたとおり、企業誘致や産業振興など、税源涵養につながる事業については重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、さらに検討を深めまして、危機的な財政状況にある県財政の再建に全庁一丸となって取り組んでまいりますので、委員各位には御理解と御協力をお願いいたしたいということでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○佐藤雅司委員長 引き続き、報告4についてをお願いいたします。

○小野上企業立地課長 企業立地課でございます。どうぞよろしく申し上げます。報告資料の4ページをお願いいたします。

県営工業団地分譲価格の見直しについて御報告申し上げます。

県営工業団地につきましては、用地補償費

を初めといたします団地造成に係るすべての費用を、分譲可能面積で除した金額を分譲価格といたしまして、これまで分譲を行ってきたところでございます。

ところが、バブル崩壊後なかなか分譲が進まず、この間、土地価格の長期にわたる下落傾向により、近隣の価格との乖離が大きくなっておりまして、市場価格を失っているという現状にございます。このため、今般、分譲価格の見直しを行ったところでございます。

4 ページの表に記載をしておりますとおり、現在9つの県営工業団地がございまして、このうち、熊本テクノ・リサーチパーク、城南工業団地及び白岩産業団地の3つの団地が近隣との価格差が大きいということで、今般、この3つの団地について価格の見直しを行ったところでございます。

それぞれの団地の残区画及び面積等につきましては、表に記載のとおりでございます。

5 ページに価格見直しの考え方を記載しておりますが、周辺地域の地価等を反映した不動産鑑定価格を基準とした分譲価格に見直すということにしております。なお、城南町と御船町におきましては、土地取得に対しての独自の奨励補助金制度を既に設けられておりまして、これにより市場競争力がより一層高まるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

見直し価格につきましては、5 ページの最下段に記載しておりますが、テクノ・リサーチパークが、1 平米当たり 6 万 2,090 円を 2 万 5,500 円に、城南工業団地が、1 平米当たり 1 万 5,400 円から 1 万 6,900 円を、1 万 500 円から 1 万 1,500 円に、白岩産業団地が、1 平米当たり 1 万 7,000 円を 1 万 2,300 円に改定するものでございます。

下落率につきましては、その表に記載をしておりますが、テクノ・リサーチパークがマイナスの 58.9%、城南工業団地がマイナスの 31.8%からマイナスの 33.5%、白岩産業団地

がマイナス 27.6% というふうになっております。

なお、この価格の見直しにつきましては、去る 9 月 22 日に開催されました熊本県財産審議会に諮問をして御了解を得ていることを申し添えます。

以上で御報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○梅本観光物産総室長 報告事項 5、6、7 は関連いたしますので、一括して 6 ページから御説明を申し上げます。

6 ページの報告事項でございますが、これは県の観光統計を先日公表いたしました。それと、実は現在の観光パートナーシップアクションプランは平成 19 年が終期でございますので、その観光アクションプランの達成状況につきまして、19 年の観光統計の公表資料とあわせて御説明するものであります。

観光統計では、6 ページにありますように、19 年は、観光客数が 6,200 万人余で、59 万人対前年ふえまして、これまでの統計の中では過去最大を記録いたしました。宿泊客は 691 万人で、26 万人ふえまして、日帰り客もふえております。

宿泊客の中で、特に外国人観光客が 39 万 8,000 人ということで、10 万人ぐらい前年を上回りましたので、これが大きく押し上げる効果がございました。

その状況を 6 ページの下の方にグラフで書いております。

棒グラフが宿泊客の動向でありまして、この 18、19 と、やっと増加傾向に転じた状況が見てとれると思います。

7 ページは、その状況を外国人宿泊客の推移と消費額の推移について、同じく棒グラフで書いたものでございます。

これを観光アクションプランが 17、18、19 と 3 年でやってまいりましたその目標値の達成状況でございますけれども、観光客の入り

込み客は、19年目標を6,700万人としておりましたけれども、先ほど過去最大と申しました6,200万人でございましたけれども、達成までに400万人ぐらい下回ってしまったという状況でございます。

一方、観光客につきましては、700万人という目標を掲げておりましたが、691万人ということで、ほぼ近い数字を上げることができたかと思っております。外国人宿泊客は、目標を20万人としておりましたが、これは韓国からの大幅なおお客様の伸びなどで40万人ということで、達成を20万人上回ることができました。

観光消費額は、3,100億円に対して2,700億円ということで、355億円が未達成の状況でございました。今後、相当力を入れていかなくてはいけないと考えております。

8ページから、次の報告に移らせていただきます。

こういった観光の状況を踏まえまして、観光立県推進条例を現在策定に向けて鋭意努力をしているところであります。

観光立県推進条例につきましては、12月議会に提案するべく、今内容を詰めておりますが、大体の骨組みができましたので御説明するものであります。

まず、前文で、観光につきましては、経済に対して、本県経済に大変貢献するものであると、地域社会を実現するものであると、それから、総合産業として豊かな県の実現に貢献するものであると、それから九州の中での地理的優位があるということ、こういったことを前文にきちとうたいまして、的確な対応をするために、今後観光立県を目指していくということを前文の中にきちとうたいたいと考えております。

総則として、目的、それから基本理念、それから責務でございますが、県、県民、観光事業者、観光団体、旅行者、それぞれの役割、責務をきちっと明確に記載したいと考えてお

ります。

それから続きまして、計画でございますけれども、現在観光アクションプランをつくって、次期計画も今策定中でございますが、これらの計画を、きちっと条例上根拠規定を置くことによって、今後具体的に実現を図っていくし、また取り組み状況を報告していく、こういった体制をとりたいと思います。

さらに、(9)であります県民総参加の取り組みとして、先般、県民会議を発足いたしましたけれども、このような取り組みを行いつつ体制整備をしていく、ここが総論のところでございます。

これらを具体的に実現するために、9ページであります。5本の政策の柱を立てております。第1点が、国際競争力のある魅力ある観光地をつくっていくことであります。それから、第2点が、県内の受け入れ態勢の強化ということで、とりわけ、おもてなし、それから人材の育成を図るということであります。3点目が、それぞれの県民の方々の意識の醸成を図っていくといったもので、観光週間をつくったり、根拠規定を置いたりするものであります。第4点目が、これらの県内の準備をした上で、県外からたくさんの方々に来訪していただくということで、狭い意味の観光だけでなく、スポーツ交流、コンベンションなど、広い意味でいろんな目的で訪れる方々を国内外から招くための根拠規定を置きたいと思っております。それから、第5として、これは交通インフラなども含めましてあるいはアクセスなども含めまして、観光旅行の促進のための県内環境の整備を図っていくといった規定を設けまして、この5本の柱の中で政策を進めていく、こういった条例の組み立てをしたいと考えております。

続きまして、10ページでございます。

先ほど来から計画のことを申ししておりましたが、新しい新・観光アクションプランを現在策定を目指して取り組み中であります。19

年で切れますので、10ページの下の方に、計画期間として、20年度から23年度、4年間を計画期間としたいと考えております。これは新幹線開業が平成23年度ということになりますので、この新幹線開業の年を、23年春を念頭に置きまして、これを含めます計画期間をきちっと定めて、その達成を図っていきたいと。

数値目標でございますが、平年ベースの数値目標でありますならばこんなに高くはありませんけれども、新幹線開業をするということで、平成23年の目標値につきましては、延べ宿泊者数を750万人、外国からのお客様を55万人ということで、今、観光審議会で議論をいただいております。

これは、鹿児島県が部分開業をしたときに、県外からのお客様が伸びたのが約40万人程度でございましたので、それ以上の目標を掲げるといった気概の中で、県民みんなでこの目標達成を目指していこうというもので、議論をしていただいております。

11ページは、アクションプランの大体の骨組みであります。先ほどの条例の5本の骨組みを受けたところで、具体的に、歴史回廊くまもとの実現、それからおもてなしの心を生かす戦略、それから国内外から多くの目的で熊本に人を招く戦略、最後に外国から招く戦略ということで、4本の柱でアクションプランを策定したいと考えております。

以上でございます。

○中園総務経営課長 説明資料の12ページをお願いします。

県営有料駐車場あり方検討につきまして御説明いたします。

当初、駐車場事業のあり方検討につきましては、駐車場施設の減価償却が終了する平成22年度末までに行う予定でしたが、平成19年度に駐車場の建物について耐震診断を実施したところ、早急に耐震補強工事を行う必要が

あるとの結果でございましたので、検討の時期を早め、本年度に実施することといたしました。

調査、検討に当たりましては、財団法人地域流通経済研究所に業務委託をいたしまして、その中で、外部委員で構成する有料駐車場事業検討委員会を立ち上げております。検討委員は13ページに載せております。

検討委員会は、3回程度の開催を予定しております。市街地における駐車場の動向あるいは公営駐車場の役割や必要性、民営化の可能性など、多方面から幅広く検討することといたしております。

第1回目の検討委員会は、7月9日に実施し、駐車場利用者アンケートの内容等について検討したところでございます。2回目につきましては、10月に予定しております。8月の月上旬に実施したアンケート結果の中間報告や公営としての課題や必要性、民営化の可能性、ほかの有効な土地活用などを検討することといたしております。第3回目は、11月に予定しております。検討委員会で意見を取りまとめ、提言をいただくこととしております。

企業局としましては、検討委員会の検討結果を踏まえ、当初予算に反映させるために、できれば今年度中に、今後の有料駐車場事業の方向性について結論を出す予定でございます。

続きまして、別冊の荒瀬ダムを継続する場合の費用等について御説明をいたします。

去る6月4日の知事の荒瀬ダム撤去方針凍結表明を受けて、6月議会本会議で議論を経て、経済常任委員会では、撤去費用が増大したことや撤去方針の凍結に係る経緯について御説明いたしました。そのとき、継続した場合の費用について説明がなかったことで批判がございました。大変遅くなりましたが、このたび事業を継続とした場合に想定される対策及び費用について御説明をいたしま

す。

委員長、ここで申しわけございませんけれども、追加資料と報告資料の差しかえがございますので、配付をよろしいでしょうか。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、配ってください。

(事務局資料配付)

○中園総務経営課長 配付しました資料は、荒瀬ダムを撤去した場合と事業を継続した場合のそれぞれの事業費と今後の県民負担額について比較したものでございます。

ごらんのように、荒瀬ダム撤去の場合には、6月定例会におきまして御説明のとおり、事業費が72億円でございますが、事業を継続した場合の費用、これは後ほど詳しく説明させていただきますけれども、80億円となります。

事業継続費用80億円の中で、71億円、これは総括原価方式、これは後ほど詳しく御説明いたしますが、総括原価方式により売電料金に含まれるわけですが、一方、環境対策費用、その他の費用9億円につきましては、売電料金に含まれない想定であるため、家庭の貯金に当たる内部留保資金により対応することとなります。

下の右側の表でございますが、ダム撤去の場合には、撤去費用72億円のうち、平成20年度までに執行済みの2億6,000万円及び平成21年度の売電料金で充当される予定の2億3,000万円を引いた49億円が、平成21年度以降に必要となる撤去費用でございます。この費用は、その全額を内部留保資金により対応することといたしております。

ここには記載しておりませんが、平成20年度末現在で予想されます内部留保資金は、20年度末現在で53億円が残る予定でございますが、平成21年度以降の撤去に必要な工事費は49億円と見ておりますので、4億円は余裕があるという計算になりますけれども、発電所を健全に経営維持していくには15億円

を超える費用が必要というふうに見込んでおります。その場合に、内部留保資金が不足しますので、一般会計からの資金の投入が不可避となります。

左側の表でございますが、事業継続をした場合には、先ほども説明しましたように、平成20年度末での内部留保資金残高は53億円です。環境対策費用等が9億円、発電所の維持に要する15億円を超える費用、これらを足して53億円から引きますと、相当な金額が残りますが、これらは仮に一般会計への寄与も可能というふうに考えております。

なお、撤去すれば49億円、維持すれば9億円の内部留保資金からの支出ということになりますので、40億円の差額があることとなります。結果としまして、県民の負担の差は40億円あるというふうに考えております。

今回の事業継続の費用について、相当確かな費用額を積算する必要がありましたので、それに大変時間を要しました。費用額が出ましたので、継続した場合と撤去した場合の内部留保資金を対応しまして、それが県民負担にどうつながるかをあらわしたものを冒頭に御説明させていただきました。

済みませんが、もとの報告資料の説明に入らせていただきます。

第1の事業を継続した場合の取り組みと費用についてでございます。

これは藤本発電所と荒瀬ダムを継続とした場合の現段階の想定でございます。今後の地域住民あるいは関係機関への説明などを経て、若干の内容あるいは費用の変更があるものと考えております。

最初に、事業継続の場合の取り組みと費用についてでございます。

まず、①の主要設備の更新です。

6月の常任委員会では、平成14年12月に撤去を決定した当時と同じ内容の水車発電機と水門などの主要設備を全面改良することで、60億円を超える費用がかかると説明をしてお

りました。その後、定期点検あるいは故障履歴、製造・保守メーカーの技術的意見を踏まえ検討した結果、部分改良で問題ないとの判断をしまして、部分改良であっても、今後20年以上は問題なく使用できるものと考えております。費用につきましては47億円と見込んでおります。

次に、ダム管理・環境対策でございます。

これまで、ダムを運用するに当たり、十分な管理をし、環境にも配慮してきたところでございますが、堆砂が原因と思われる浸水あるいは下流への土砂の供給、アオコの発生や水質の保全などで問題もありました。今後は、こうした問題に対応できるように、管理・環境対策を積極的に講ずることといたしております。

(イ)のダム管理対策として、護岸保全などの貯水池の管理や治水観点からの土砂管理、あるいは下流への土砂供給などの堆砂処理を行います。そのために、水位を下げる放流施設の設置を検討しております。特に、土砂供給は、自然流下を基本としておりますけれども、当面は堆砂を掘削し、球磨川流域や八代海へ還元するように計画をしております。費用は24億円と見込んでおります。

(ロ)のダム環境対策として、ダム貯水池や支流の百済木川のアオコ、赤潮発生の要因の一つとなります泥土の除去、水の入替えを実施してきましたが、今後は貯水池の環境改善やダム下流の河川環境の向上にさらに努めてまいります。費用は8億円と見込んでおります。

(ハ)のその他、地域と連携した管理体制の構築でございます。

これまで管理・環境対策には留意をしましてまいりましたが、事業を継続した場合には、地元の意見や要望を十分反映させて、管理・環境対策のさらなる充実強化を図るために、地元の住民、関係機関、団体や学識者で構成する管理・環境対策協議会あるいは技術検討

委員会を設置したいと考えております。

(2)の継続の場合の費用合計についてでございます。

設備更新費用に47億円、ダム管理対策費用に24億円、ダム環境対策費用に8億円、その他の費用1億円、合計80億円と見込んでおります。費用の詳細は、また後ほど説明いたします。

先ほど差しかえをいたしましたけれども、変更になった部分は、2ページの参考の電気事業継続の1の増減についてでございます。平成10年撤去当時は平成14年当時とし、真ん中の欄の6月定例会部分を削除したものでございます。説明は省略させていただきます。

次に、2の事業継続の場合の検証についてでございます。

これは、事業を継続し、設備更新、管理・環境対策を実施した場合、電気事業そのものが健全な経営ができるか、あるいは私たち家庭の貯金に当たる内部留保資金がどう推移するかを検証を行っております。

検証の結果、自己資金だけで設備更新や管理・環境対策は可能で、これまでどおり、一定の利益を上げつつ経営ができることが確認されました。

なお、現在の売電料金は8円48銭でございますが、投資した80億円は売電料金へ反映されますので、九電への売電料金は変わりますが、消費者への影響はほとんどないものと考えております。

参考までに、経営シミュレーションの主な設定条件ということで挙げておりますけれども、これは期間を21年から30年までの10年間としております。

次に、売電料金への織り込みについてでございますけれども、撤去費用の80億円の中で、設備更新費用47億円と管理対策費用24億円の合計71億円が売電料金で回収できるものと考えております。売電料金へ織り込めない費用は、環境対策費用8億円、その他の費用1億

円で、合計9億円と見込んでおります。この費用は内部留保資金で対応することになります。6月議会で説明しました撤去の場合、72億円が自己資金である内部留保資金から拠出されますが、継続の場合、9億円だけが内部留保資金で対応することになると考えております。

本文の下の方に米印があります。少々前後しますが、御説明いたします。

まず、総括原価方式、ちょっと耳なれない言葉でございますけれども、これは、電気事業経営では、電気をつくり、電力会社に売電し、利益を得ております。電気をつくるにはコストがかかりますが、人件費であるとか、あるいは設備更新費用、メンテナンス費用、あるいは交付金などの発電に要する費用が必要でございます。これらの費用のことを原価と言いますけれども、電気事業では、この原価に一定の利潤、利益を加えたものを総括原価と言います。この総括原価を基礎にして売電料金は算定されます。こうした総括原価方式は、公営電気事業者が健全な経営のもとで、消費者に安定した電気を供給できるように設けられた制度でございます。

なお、荒瀬ダムを仮に継続した場合に、設備更新費用あるいは管理対策費用として投資した費用の大半は、売電料金で回収できる見込みでございます。

総括原価方式を前提に売電料金を交渉するためには、公営電気事業者は卸電気事業者になることが求められます。そのために、電力会社との間で10年以上の電力供給基本契約を締結する必要があります。今の基本契約が平成22年3月31日まででございますので、4月以降の契約につきましては、現在、福岡、宮崎、大分、熊本、九州4県の公営電気事業者と九電との間で交渉中ございまして、年内には合意が得られる見込みでございます。

次に、今後の予定でございます。

10月3日に、八代市で第2回目の説明会を

開催する予定でございます。引き続き、地域住民の皆さんや地元八代市や関係団体に説明をし、さまざまな御意見を伺いたいと思っております。荒瀬ダムを撤去するかあるいは継続するかの判断は、12月までに行うことといたしております。

次に、4の添付資料でございますが、資料1の設備更新費用及び管理・環境対策費用の一覧と資料2の内部留保資金のシミュレーションについて、この後御説明をいたします。

参考までに、荒瀬ダム問題に係るこれまでの動きを掲載してございます。

5ページの資料1をお願いいたします。

設備更新費用及び管理・環境対策費用の一覧でございます。

まず、Iの設備更新に係る費用でございますが、47億円と予定しております。7ページに詳細がございまして、水車発電機、水門、洪水吐ゲート、水路関係、ダム管理施設を部分改良で実施します。14年当時は、水車発電機と水門を全部取りかえることにしております、約63億円と見込んでおりましたので、16億円の経費の節減になります。

次に、IIの荒瀬ダムの管理・環境対策の強化に係る費用は、約33億900万円を見込んでおります。

まず、Iの管理対策費用は24億3,400万円、堆砂関係では、治水対策で行う砂れき除去費用が10億5,600万円で、10年間で17万立方メートルの砂れきを除去します。19年度から22年度までの4年間、先ほど補正をお願いしてございました漁港漁場整備課が実施する漁場環境保全創造事業の覆砂事業では、この除去した砂を利用します。

護岸を補修する費用は約2億2,900万円です。

ダム貯水位低下関係では、水位低下用放流設備費用を10億7,700万円と見込んでおります。この設備は、ダム堤体の底の部分に穴をあけ、水を低下させる装置で、ダム湖を適正

に管理し、より丁寧な堆砂の除去が可能となります。

次に、口の環境対策費用は7億8,100万円と見込んでおります。赤潮やアオコ発生防止のための水質調査費用は5,500万円、泥土除去費用は、球磨川分で4億1,600万円、百済木川分で3億1,000万円でございます。

ハのその他の環境管理体制関係では、9,400万円を見込み、環境モニタリング費用に7,800万円、管理・環境対策協議会や技術検討委員会の運営費用に1,600万円を予定しております。

以上のように、設備更新費用及び管理・環境対策費用を約80億円と積算しております。

先ほども申しましたように、この中で主要設備の更新費あるいは環境対策費の約71億円は売電料金で回収できるのに対し、環境対策費やモニタリング費用など約9億円は売電料金では対応できないものとして、特別損失で対応することになりますので、内部留保資金が減少することになります。

次に、6ページをお願いします。

資料2の内部留保資金のシミュレーションについてでございます。

内部留保資金は、事業活動により事業内に蓄積された資金のことで、公営企業が健全な経営を行うために必要な資金で、建設改良資金や運転資金として利用されるものでございます。

まず(1)の内部留保資金の推移でございます。

継続するとした場合、約80億円の設備更新あるいは管理・環境対策費用がかかります。そのとき、現在電気事業会計が持っております内部留保資金がどのように推移をするか、自己資金で足りるのかをシミュレーションしたものでございます。

すべて自己資金の内部留保資金を使って投資しても底を打つ平成27年度も、約17億円の内部留保資金が手元に残る計画でございま

す。その後は、徐々に資金がたまる予定でございまして、安定した経営が可能と考えております。設備更新を企業債を起こして対応するとすれば、今以上に資金収支に余裕が生じるものと考えております。

このように電気事業を経営する中で、内部留保資金に余裕が出た場合には、一般会計の費用等の方策を今後考えたいというように思っております。

参考までに(2)の藤本発電所・荒瀬ダム継続費用の年次別支出額を載せております。

7ページから12ページまでは、設備更新や管理・環境対策の詳細などを掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、大変長くなりましたが、荒瀬ダムを継続する場合の費用等について御説明をさせていただきました。

○佐藤雅司委員長 以上で1から9までの報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 まず、簡単に済む問題から、観光立県推進条例の中に、さっきも言いましたように、食という言葉が全然出てこないですよ。だから、これは案ですので、ぜひやっぱり熊本県は1次産品のおいしい産物があるので、これは食というものをどこかにぜひ入れ込んでほしい。これはもう要望で結構です。

○佐藤雅司委員長 梅本総室長、何かそれであれば。

○梅本観光物産総室長 観光消費額を伸ばすためには、お土産を買っていただいたり、食の観点が非常に重要でございますので、条例上、きちっとした読み取れる規定の置き方、それから、アクションプランの中で具体的な取り組み、こういったことをきちっと盛り込

みたいと考えております。

○西岡勝成委員 この荒瀬の問題ですけれども、私は、これを見て、本当役所というのは自分たちに都合のよか資料をつくるものだなと思ったですね、つくづく。

潮谷さんのときに、この法律が変わったんですかね。売電価格に織り込まれて回収、私もプロジェクトチームの会長をしていましたけれども、こんなのは一つも資料としては出てきてないですよ。これは費用がかかるから——まあ71億円か、かかるので、これが非常に負担になってくるという説明を我々は受けたから、この撤去の場合の費用と比較して環境面からということでしたら、今度は、ちょっと半年しか変わらぬのに、40億円の県民負担が増になるというような、本当役所というのは都合のいい書類をつくるなと思ったんですが、まずその辺どうですか。

○中園総務経営課長 撤去を決めましたのは平成14年当時でございますけれども、電力の自由化というのがありまして、完全自由化という流れの中で、将来の経営が非常に見通しが立たなかったと。この電気料金の経営のもとになりますのは総括原価方式という、電気をつくるのに、原価に利潤を加えたものが総括原価方式と先ほど説明しましたけれども、これが維持されて初めて経営というのが成り立つわけでございます。14年当時、22年以降のそういった経営の見通しが立たなかったというのが、この撤去を決められた一つの要因でございます。

○西岡勝成委員 じゃあ、要するに九電——まあ九電ですよ、具体的に。九電との契約が時代背景で変わったんですか。

○上野企業局次長 それは私の方からお答えいたします。

14年当時、私は企業局の経営課長をしておりました。西岡先生が言われるのはよくわかります。今中園課長が言いましたとおり、その当時は、結局、九電と、先生が言われるように、契約ができるかどうかというのは見通しが立っておりませんでした。そういった形で、結局、何と申しますか、撤去の方に傾いていったのだと思います。

○西岡勝成委員 それは交渉も何も別にしたわけではなくて、多分想像ですけれども、潮谷知事が、要するに撤去の方向に動いとったから、あなたたちはそういう資料を多分つくったと思いますよ。九電と維持した場合に、売電価格に70億か幾らの、要するに発電機を更新するのに金がかかると。我々には、そういう話は全然ない。もう70億かかるから、撤去費用と比べた場合に、環境面から同じぐらいなので、環境面から言ったら、やっぱり赤潮も発生しとる、ヘドロもたまるとる、そういうことで撤去した方がいいという、我々もそういう情報の中でしたんでしょう。きょうは、全然——蒲島さんが九電とつながりがあるのか何かわからぬけど、こういう資料のつくり方というのは、非常に私は議事を愚弄しとると。

○上野企業局次長 結局、先ほど中園課長が説明したように、電力会社との間にそういった基本契約、22年3月で基本契約は切れる予定だったわけですね。切れることになっております。それは22年3月以降に基本契約を結べるという可能性が出てきたから、こういう継続できる資料というのができているわけです。総括原価……

○西岡勝成委員 いつ、その……

○上野企業局次長 九電と今交渉をしております。九州4県、先ほど言いましたように、

福岡県、大分県、宮崎県とうちの県で、長期の基本契約と申しますか、15年ほどの基本契約を結ぶことで今話し合いをしているところですか。現在の状況から申しますと、その契約を結べる可能性は高いと思います。

○鎌田聡委員 ほかにもちょっと荒瀬関係で言いたいことはあるんですけども、今の総括原価方式の動き、これは私も電気事業者にどういうものかちょっと勉強しに行きました。その14年当時と今で、何かその方式の条件が変わったかという、変わってないんですよ。だから、今の答弁は若干おかしいんですよ。22年3月以降も総括原価方式でできるんですよ、その14年当時から。それはどうお考えですか。

○上野企業局次長 総括原価方式で——ちょっとあれなんですけれども、今鎌田委員が言われたように、総括原価主義というのはずっとあるわけです。それで、一番見通しがきかなかったのは、九電との間で契約ができたとしても、電力自由化の中で金額が非常に下がっていくと、売電単価が。そうしたら、総括原価主義を維持しても費用が見れないような感じになっていくわけですね、自由化の中で。

やっぱり総括原価主義と言われても——総括原価主義というのは、費用プラス利潤というふうな言い方をされておりますけれども、実際は2年ごとの相対交渉になるんですよ、九州電力との間で。一応15年間の基本契約を結んどって、それから2年ごとの、何と申しますか、2年ごとに売電価格についての交渉をやるわけです。だから、その売電価格の交渉の際に、どこまで見てくれるかというのは決まるわけなんですけれども、売電価格は。それがやっぱり自由化の流れの中では非常に厳しいという状況があったと思います。

○鎌田聡委員 2年ごと、まあ15年契約であ

っても2年ごとにそういった見直しを図っていくということであるなら、先ほど存続表で出されとった8.61円、これも2年ごとに見直しされる可能性はあるんですね。

○中園総務経営課長 平成7年の電気事業法の改正で、卸電気事業者から卸供給事業者に公営電気は変わりました。

まず、卸供給事業者となるためには、10年以上の基本契約を結ぶ必要がございます。22年4月以降につきましては、先ほど次長が申しましたように、九州4県と九電との間で今交渉をしております、大体15～16年ぐらいの基本契約が結べる状況です。

結んだ後に、卸供給料金算定規則というのがございますけれども、それで総括原価方式で売電料金を決定できるということになりますので、その場合は2年ごとに一応相対で九電との間に——去年いたしましたので、20、21年度の今料金を算定しております。あと、22年度以降は2年ごとに、その2年間の電気料金、売電料金を決定していくということになります。

○鎌田聡委員 ということは、その8.61円が10年間、まあ平均でということを書いてありますので、これが必ず10年間8.61円であるということとは言えないと思います。

それと、8.61円というのは、まだこれは九電が了解した額でもないということですよ。こっちが想定して、いろんなやつの総括原価で、この分ぐらいでいけるんじゃないかという予測だと思うんですが。

○佐藤雅司委員長 中園課長、どの辺まで交渉が進んでいるのか、大体だれと交渉しているのか、いつごろ最終決定があるのかを含めて。

○中園総務経営課長 非公式にはことしの3

月ぐらいからしておりますが、正式には4月に入って九州4県と九電とやっておりますけれども、現在、大体3回ほどいたしております。

ただ、中身につきましては、非常に企業秘密というようなところがございますので、今後は12月までには4県と九電が一括して基本契約を結べるように今交渉しております、一応大体ことしのうちには妥結するだろうというふうに考えております。

○鎌田聡委員 それで、売電価格の総括原価方式の説明で、3ページに、総括原価の対象となる売電料金に織り込まれるとしたもの71億円ということで、設備更新費が47億円、ダム管理対策費用が24億円、合わせて71億円が総括原価方式ということで売電価格に上乗せされるという企業局の見方ですが、通産省が出している卸供給料金算定規則、平成11年に出しているんですけども、これの第4条に、総括原価の対象になる——どういったものかというのがずっと羅列してあります。これを持っておりますけれども、この中で見た場合に、企業局が出しているダム管理——設備更新費用は、これは多分対象になるでしょう。ただ、ダム管理対策費用の24億円は、ダム管理対策費用というのは、堆砂ですよ、泥を出したとか、護岸を整備したりだとか。設備の更新と若干異なる部分だと思いますし、先ほど私が言いました通産省の算定規則の第4条には全く含まれていないんですよ。ここをどう企業局としては考えて、これが対象になると言われているのか、教えてください。

○佐藤雅司委員長 管理対策費の中で含まれるかどうか、中園総務経営課長。

○中園総務経営課長 九電も、私たちと同じようにダムを持って、発電所で発電をしております。その中で、ダム湖の管理というのは

非常に九電も苦心されておまして、やはり堆砂というのがあるわけですね。それにつきましては、九電は九電なりに、国の方と総括原価による交渉をしております。その中で、当然堆砂の除去についても、九電の方も国との交渉の中で総括原価の方に入っております。

今までも、私たちがダムを管理しながら発電しますので、ダム湖の中でやっぱり堆砂の除去というのは主要部分を占めますので、これは今までの経験上認められてきましたので、今回はこの中に含めております。

○佐藤雅司委員長 現在も認められているということですか。

○中園総務経営課長 現在も認められております。

○佐藤雅司委員長 しかし、現在は九電と国が折衝中ということですか。

○中園総務経営課長 はい、九電との間で、10年以上の基本契約についての交渉を今しています。

○鎌田聡委員 だから、この分はもう認めているかどうかということなんですけれども。

○中園総務経営課長 具体的には、九電の方とこれについて交渉してはおりませんけれども、今までの長い——50年間経営をしておりますので、その中ではこれは認められてきましたので、そのように理解をしております。

○鎌田聡委員 50年間のこの管理対策費用と今後10年間の管理対策費用というのは、額的に違うと思うんですけれども。

○中園総務経営課長 このシミュレーション

は、たまたま21年から30年まで10年間見てお
ります。ただ、これはダムを仮に継続すると
なれば、20年、30年と経営をいたしていま
すので、その中でやっぱり堆砂というのは毎
年少しずつは取る必要がございますので、こ
れに限ったことではないというふうに思っ
ております。

○西岡勝成委員 ちょっと話は戻るんですけ
れども、要するに、蒲島知事が当選されて、
即白紙に戻すと、12月までに結論を出すとい
うような、我々に、その日の8時半だったか、
中園課長から電話をいただいたぐらいで、議
会がこれまで進めてきて決めたことを、知事
が選挙に通ったことによって、ぱっと、要す
るに変えたわけですね、方針を。これは議会
を何と心得ておられるのか。

全く我々は、川辺とはまた違う、これは前
知事も、これで走りよったわけですから。そ
の辺からすると、まず上野次長、あなたはそ
のころおられたと思いますけれども、議会に
対して、例えばこういうことで変わりますと
いうような説明は一つもないですよ。説明を
せぬ前に知事が白紙に戻すということは、そ
れは両輪といえども、これは本当に議会軽視
も甚だしいですよ。その辺はどう思いますか。

○上野企業局次長 私の方からお答えしま
す。

やっぱり自民党の県議団の方々が、提言い
ただいて撤去ということを決めたものでは
ない、非常にこれは今度凍結をするに至っては
大きな課題だったと思います。ただ、企業局
で経営上のシミュレーションを行ったわけ
ですけれども、今後の見通しとして、今までど
おり撤去を続けていった場合は、撤去を続け
ていくことが非常に困難であり、一般会計か
らやっぱり支援などしていただかないと撤去
を実施することは不可能だと、そういった感
じのことを企業局から知事に対して説明した

わけでございます。

それと、知事の方としては、県の財政状況
等を判断されて今回の凍結に至ったわけだ
けですけれども、凍結に至ったのが、発表が急であ
ったということは非常に申しわけなくは思っ
ておりますけれども、やっぱり6月4日の時
点で発表して、県議会の中で撤去すべきかど
うかもう一回議論していただくと、そうい
ったことであの時点での発表になったと思
います。県議会とか、またいろんな方向として、
一応撤去という流れで進んでいたわけだか
ら、非常にその点を急遽されたということに
ついては、やっぱり御批判は非常にあるか
と思いますけれども、その辺は申しわけない
と思います。

○西岡勝成委員 マスコミにまず発表する前
に、本当は議会で決めたことだから、議会に
報告せないかぬだった。全然手順が間違
うと私は知事にも——これはもう自民党ば
かりじゃないんですよ、全部で決めた話だ
から。それはもうぜひ、党としても抗議は
しましけれども、そういうことがないよう
にお願いをいたしておきます。そして、こ
の議論です。

○佐藤雅司委員長 政治学者で、二元代表
制はわかっている知事らしからぬ判断だ
ったということですね。

ほかに。

○早田順一委員 私も西岡先生と全く同感
なのですが、知事が判断されたときの材
料というのが、今御説明を聞きよつたら、
シミュレーションをされて、その内容を4
月か5月にかけて局内で調整して、それ
を説明されて知事が判断されたというこ
とで、それならば、なぜ今回のこの資料
というものが6月に本当に出でこなかつ
たのかと。その辺が、本当に企業局とし
て、何か後から後から後追いして

書類を添付しているような、そんな感じがして仕方がないですよ。

そういうことをしてもらおうと、やはり我々も不審を抱きますし、県民の皆さんも何でかなとやっぱり不審を抱かれると思うんですね。だから、その辺をしっかりとやっぱり今後、ひょっとしたらまたこれからも後から何か出てくるかもしれません。だから、早目早目に、ぜひ議会の方にも御説明をしていただきたいというふうに思っております。

それから、同じですけれども、穴あきの件も後から出てきた話でありますけれども、こういったのも6月に本当は提出をしてほしかった、そういう気持ちでおりますので、これもぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤雅司委員長 要望ですか。どなたか答えてもらえますか。じゃあ、上野次長。

○上野企業局次長 今早田先生が言われたように、それは私ども、頑張つてそのようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○佐藤雅司委員長 何かほかにありませんか。(発言する者あり)じゃあ、中園課長。

○中園総務経営課長 確かに唐突感があったということで、6月4日の発表で——ちょっとこれは言いわけじみて申しわけございませんけれども、6月4日の知事の記者会見での発表の後、同じ月にまず本会議と委員会がございました。

まず、撤去費用について精査したものを6月議会では出さなきゃいけません。そのときに、継続するための費用は何で出さぬのかという御批判がございました。確かに、私どもは、まず継続するということを前提に今まで検討していなかったという点もございました、まず検討をして、地元にはまず説明をし

て御意見を伺つて、それらをもとに積算といひますか、見積もりをとつたりあるいは委託に出したりして費用を見てきた点がございまずので、大変遅くなりましたけれども、やっと委員の皆様方にお示しできる積算ができたということで、きょうは説明をさせていただきます。

○早田順一委員 同じダムで、川辺川ダムは、知事も有識者会議等をつくつて、地元説明などいろいろやつて、議会でも議論して、まあ半年と短い間でしたけれども、手順を追つてされていたわけですね。荒瀬に関しては、一切そういった手順を追わずに、いきなり出てきた話で、その辺がどうしたのかなという、本当に不信感を抱いておりますので、そういうことがないように、ぜひお願ひしたいと思ひます。

○鎌田聡委員 今、継続のことは考えておらぬだったけん、継続の費用は試算しなかつたという話でありますけれども、やっぱり撤去すればこれだけお金がかかるから撤去を見直しますと知事は言われたわけだから、そこをきちんと、同時期に、継続なら幾ら、撤去なら幾らと比較をした上でそういった見解を示してもらわないと、ただ単に、そういった撤去の当初見通しよりも若干ふえたからやめるというような判断はおかしいと思ひますけれども、それはどうお考えですか。

○中園総務経営課長 本来であれば、確かに御指摘のように、撤去をするにしろ継続するにしろ、両者を比べて委員の先生方に判断いただくということは当然でございますけれども、ちょっと継続の場合の費用が実際できておりませんでしたので、それは申しわけなく思っております。

○佐藤雅司委員長 さっき次長がおっしゃっ

た、撤去の場合はこれだけかかってという説明を知事になさったところがそうだったと、その後で継続の費用の積算にかかったということですね。そういう経緯ですね。

○早田順一委員 そうしたら、知事に説明されるときに、撤去の場合はこれだけ費用がかかりますと、継続の場合はこれだけの費用なんですよというのがない中で説明されたということなのですか。

○中園総務経営課長 撤去の場合は、14年当時は60億円と見込んでおりましたけれども、4月に入って、正式にいろいろ積算したところ72億円ということで、12億円ふえたわけですね。12億円ふえることで、今の経済状況、非常に財政状況が厳しい中で、撤去した場合に、撤去費用ばかりか、あるいはほかの発電所の維持補修費の分もないと、そういう場合は、非常に厳しい一般会計の中から補てんをしていただかねばならないということが1つあるわけですね。

あとは、継続する場合の費用につきましては、これも14年当時に、水車発電機とか水門等の全面取りかえで60数億円というように見込んでおりました。14年当時にはもう撤去という方向で——確かに先ほど西岡委員が言われましたように、方向でございましたので、それは継続する場合のシミュレーションとかあんまりしてございませんでしたので、私たちの手元にそういった資料がないために、平成14年当時の63億円をもとに、継続する場合はこれくらいの費用がかかるということを知事には説明をいたしました。

○鎌田聡委員 きょう80億円という額が出されましたけれども、要は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総括原価方式での回収だとか、非常に私は見通しがまだちょっと甘い中での80億円の使い方だと思います。

先ほど、環境対策で穴をあけるとかいう話もありましたし、そういった状況の中で、これまでの——穴をあければ水位は下がりますので、その間発電ができないんじゃないかと思うんですが、発電量がこれまでよりも減るという見通しの中で、今後の発電量のシミュレーションでは年間1億1,300万円は収入があるということが、これは10年間ずっと続いているわけなんですけれども、この辺はどうですか。実際、穴をあければ発電量は下がるんでしょう。

○中園総務経営課長 仮に維持をすれば、先ほど来申し上げておりますけれども、これまで発電に余りにも重きを置いていたという点があると思います。したがって、今後は、地域の皆さんとか漁業等関係者の意見を聞きながら、やっぱりなるべく環境に配慮した経営をする必要があるというふうに見込んでおります。

そういったことで、今後環境対策あるいは管理対策を強化しようと思っておりますけれども、その中で、水位低下装置、これは雨の少ないような冬場が中心になると思いますけれども、水位を落とすと、今まで以上にたまっていた水が落ちますので、護岸の補修であるとか、あるいはなるべく泥土とか砂れきを取ることができますので、そういった意味で管理のためにも設置をしたいというように考えております。

そうした場合、確かに発電ができない状態になりますけれども、そこを踏まえて一応シミュレーションはしております。

○鎌田聡委員 じゃあ、毎年度1億1,300万円は、そういった発電量が低下した分の額ということでもいいんですか。この見通し、ずっと30年度まで1億1,300万円出されていますが。

○中園総務経営課長 一応見込んでおります。

○鎌田聡委員 そういった中においても、10年間で特別損益が7億8,900万円ですか、ですから、11億円稼げるんじゃないかと、7億円引きますから、10年間発電しても3億4,100万円なんですよ。そこまでしてこの発電事業をやらんといかぬのか。

それと、設備改良工事が、一括更新じゃなくて部分改良工事に変えたということで、20年以上は問題なくそれでも使えるだろうという判断でありましたけれども、向こう何年間発電をやろうと企業局は考えているのか。ですから、この80億円かかった分を総括原価で取り戻すには、100何年かかると思うんですよ。ですから、何年間、企業局は発電をまだやろうと思っているのか、藤本発電所で。

○中園総務経営課長 水利権の期限は、今のが22年3月まででございます。22年4月以降に水利権の更新をすれば、最大大体20年でございます。まず、20年が一区切りと。投資をした場合の80億円につきましては、減価償却期間が22年でございますので、22年のうちに回収できると。

先ほどから言っています総括原価というのが、かかった費用に利潤が必ずプラスするものですから、100年とかじゃなくて、利潤を上げながら22年で投資をした80億円、この場合は71億円と見ておりますけれども、が回収できるというふうにシミュレーションをしております。

○鎌田聡委員 22年間で回収できるという判断でしょうけれども、見通しでしょうけれども、それは私はどうかなと思いますけれども、それに向けてやっぱり80億円かけなければならぬのか。

知事のこの前の記者会見で、撤去を見直す

と言われたのは、撤去すると金がかかるという話なんですよ。発電事業するにもまた余計に金がかかるんですよ。総括原価方式で、売電料で回収できますと言いますが、これは、例えば、電気料金に県が発電事業を継続するためのお金を乗せた分を九電に余計に買ってもらうんですよ。ですから、九電は、それは経営努力でその分金を出すのか、あと、九州全体の電気利用者に対して、価格に転嫁して、上乗せしてやるかという、この2つのやり方しかないと思いますけれども、そこまでして企業局は発電をやらんといかぬとですか。

○上野企業局次長 電気を供給するというのも一つの大きな、何と申しますか、エネルギーを確保するという面から大きい問題だと思います。そこまでしてやらんかと言われると、企業局は、更新して80億円を回収できるということであればやるべきだろうと思います。

撤去するのは、結局、企業局の負担ではちょっとできないということで、それは一般会計からの支援がない限りは、ちょっと企業局としてはできないと。そして、継続する場合は、何と申しますか、企業局として、事務方の持っている今の内部留保資金だけで対応できるということですので、私は続けるべきだと思います。

○佐藤雅司委員長 お昼になりましたが、このまま続けますか。

(「続けます」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 続けますか。じゃあ、鎌田聡委員。

○鎌田聡委員 そこまでしてでもやっぱり企業局はやりたいということですが、これは発電事業だけの収益の問題だけじゃなくて、河川環境、海への影響、いろんなもろも

ろのやっぱり問題でかなり大きな損失も予想されるんですよ。

ですから、この前も私、質問のときにちょっと最後で言いましたけれども、撤去するのも金がかかると、発電事業で存続させるのも金がかかるといことであるならば、ゲートを上げとって、もう橋的な機能ですよ。それで存続させるということについて、これは知事は何か言いよんなはったですか。

○中園総務経営課長 考え方でよければ。

今鎌田委員の御指摘、確かにそういった御意見をよく私たちもお伺いしまして、一応検討をしてみました。今の管理用道路である堤体が、一応橋としての機能がございますので、発電をせずに、ゲートをあけて利用した場合はどうかということがございますけれども、これは幾つかのちょっと課題がございます、かなり厳しいかなというふうに考えています。

1つが、河川法上の問題です。私たちがダムをつくって電気をする場合は、水利権の許可が当然必要です。流水の占用許可とかあるいは土地の占用許可、そういった河川を遮る工作物になりますので、もしも使わなくなった場合は除却処分をします。河川管理者である国交省の方に申請をして、もしもそのまま放置した場合は河川法上の問題というのが残ると思うんですね。あとは国交省がどういう考え方を示すかというのが1つあると思います。

もう一つは、荒瀬ダムの上流に電源開発が持っています瀬戸石ダム発電所がございますけれども、この瀬戸石ダム発電所が、これはピーク発電と言いまして、一番一日の中で電気の使用料が多いときに、ためては発電をするということを繰り返しております。そうしますと、荒瀬がなくなった場合に、下流に全然水が流れない時間帯というのが生じてきます。下流には遥拝堰がございまして、農業用

水とか工業用水、あるいは飲料水をとっておりますので、そのちょっと問題があるから、あとは瀬戸石ダムとの、電源開発等のいろいろな交渉が要るかなというふうに思っています。

あとは、魚道を設置してございますので、球磨川漁協との交渉であるとか、あるいは上流の方にはかなり集落がございますけれども、井戸水であるとかあるいは消防用の利水といひますか、もしもダムがなくなった場合は水がれというのがございますので、その辺の対策も講ずる必要がございますので、かなりいろんな問題をクリアする必要があるというふうに思っています。

○鎌田聡委員 済みません、今、ゲート開放で、そのまま残すということで課題があると言われましたが、1点目の河川法上の問題、これは確かに幾つか問題があるかもしれません。これは、ちょっとその問題をまた具体的に、どういったやつでひっかかるのか、明らかにして教えていただきたいと思ひます。

あと、2点目以降の電源開発の瀬戸石ダムの話だとか、井戸水がかれるだとか、魚道の関係だとか、これはもともとこの前までは荒瀬ダムを撤去するという話で動いていたので、これがゲート全開で課題になってくるという話はおかしいですよ。荒瀬ダムがなくなれば、そういった瀬戸石ダムのピーク発電の問題だとか、魚道の問題だとか、井戸水がれの問題は、それ以前から出ていた問題ですよ、2点目以降は。

○中園総務経営課長 仮に撤去するとすれば、確かに今議会では利水の問題が質問でございました。土地改良区の方が7団体あるいは上天草・宇城水道企業団の方から8,000名を超える署名を持って、荒瀬ダムを残してほしいという要望がございました。

これは、18年5月に、確かに土地改良区と

電源開発との方で話し合いがございましたけれども、電源開発としたのが、一応、藤本発電所が廃止された後のことについては、確かに対策をとりますということをお約束しておりますけれども、特にそれは約束というだけで、覚書とか、そういった誓約書とかを交わしておりませんので、その辺が土地改良区の間では非常に不安がっておられると思います。

そしてまた、河川状態に、仮に撤去した後は、確かに魚道はこれは要りませんので、その問題はございません。あとは消防利水と井戸水につきましては、これは撤去をすれば72億円ということで、知事が100億円と言った中に、橋の20億円と消防利水と井戸への対応が8億円というのが入っておりますけれども、やはりもしも撤去をすれば、そういった8億円といえますか、に係る費用がかかるというふうに考えております。

○鎌田聡委員 もう最後でいいですけども、そういった問題があるので、私がさっきちょっと言ったのは、ゲート開放をして残しておけば、農業用水が足りないときはゲートを閉めてまたためればいい話であって、そういったやり方が——金がないという話が先行するのであれば、そういったやり方を、2～3年状況を見て、今、年間に3カ月ぐらい多分ゲート開放をされて、かなり河川環境だとか海の環境が変わってきたという話も聞いていますので、そういったものでしばらく様子を見た後に、そしてやっぱり発電せんといかぬということであれば、そこから九電とまた契約を結んで、これは間があいても契約は結べるはずですので……

○藤川隆夫委員 河川法上の問題が……

○鎌田聡委員 河川法上の問題は、どういう問題があるかちょっとわかりませんので、そ

れは調べていただきますけれども……。

○上野企業局次長 河川法上の問題は、大きい問題があります。

結局、先生が言われるように、今ゲートをあけるとしますと、水利権が22年3月ですので、そこで水利権は切れます。水利権が切れた場合は、新規の水利権の扱いになりますので、ほとんど水利権を——今の荒瀬ダムの状態で新規水利権はおらないと思います。だけん、先生の言われるやり方をした場合は、撤去が前提になると思います。

○鎌田聡委員 なぜ水利権はおらないんですか。

○上野企業局次長 新規水利権は、やっぱり……

○藤川隆夫委員 水利権のことを聞こうと思ったんですよ。結局22年に切れるわけじゃないですか。ところが、現状の、今いろいろな活動をされている人たちを見ていると、簡単な話じゃないと思うんですよ、更新が。今そういうふうにおっしゃったので、見通しがないのであれば、要は、そのまま発電事業を継続しようと思ってもできぬわけじゃないですか。

○上野企業局次長 ちょっと私の方から申し上げます。

今、発電事業を続けております。それで、現在の水利権更新だったら、単純更新になるわけです。占用期間は何年間にするという。それで、単純更新であれば、漁協さんの同意とか、そういったものが要らないわけです。ところが、新規——鎌田先生が言われるように、ゲートをあけてから水利権が切れますと、その同意とかが必要になってきます。（「当然でしょう」と呼ぶ者あり）そこが、非常に今

の荒瀬ダムが置かれている状況からすると、球磨川漁協さんが利害関係になりますけれども、非常に難しいんじゃないかなろうかという感じはいたします。

○藤川隆夫委員 さっきのやつは、単純なやつでも20年の水利権が確保できるという話ですか。

○上野企業局次長 単純更新だったら、最高20年間の水利権の確保……

○藤川隆夫委員 更新という話ですね。だけど、恐らく今水利権を持っている人たちは、単純な話じゃないと思いますよ。単純に変えればいいというだけの話で私は済まないようになってくると思いますよ、今の状況からいくと。

○上野企業局次長 先生の言われるのはよくわかります。私たちも、結局、来年水利権の更新手続をするときが一番難しいだろうと思っています、事業を継続する場合は。

○佐藤雅司委員長 そのあたりの見通しはいかがですか、水利権更新の。単純だからいいということですか。

○中園総務経営課長 仮に継続をするとすれば、確かに今次長が申しましたように、来年早々にでも水利権の取得をするか、予備審査といいますか、に入る必要がございます。その場合、通常であれば単純更新であるというふうに私どもは考えておりますけれども、いろんな地域の実情であるとかございますので、その辺は国交省との間できちっと協議をして詰めていく必要があるというふうに考えております。

○早田順一委員 水利権の今の話なのです

が、要は、法律上は手続をしなくていいということですね、継続する場合は。

○上野企業局次長 手続上は、更新の場合も手続をする必要はあります。水利権の更新申請をする必要はあります。

○早田順一委員 なら、その手続がもしも不発に終わったときはどうなるわけですか。

○上野企業局次長 水利権がとれない場合は、それはもう発電事業を続けることはできないというふうになります。

○早田順一委員 できないということですね。それは、もう法的にそうなるわけですか。

○上野企業局次長 法的にそういうふうになっております。結局、発電水利権というのを持っていないと発電はできないわけですから、それがとれないとできません。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

○藤川隆夫委員 事故米の件なんですけれども、いろんなところが問題が起こっています。私も非常に憤りを感じているんですけれども、この中で、今回金融支援をされるということで、金融円滑化特別資金の融資対象者の中に含まれるというふうになってはいますが、そうじゃないんじゃないかなというふうに思うんですよね。

というのは、実は、これは始まりはミニマムアクセスのところから始まっていますよね。それで、三笠フーズが事故米を入れていろんなところに供給して、それを知らずに使って今問題が起こっているという状況じゃないですか。であれば、この責任の所在はどこ

にあるかという、まあ三笠フーズが一番悪いんでしょけれども、それとは別に、私は農水省にもあるというふうに思うんですね。

であれば、こういう形で資金繰りの円滑化を図るためにいろいろされるとは思うんですけども、そのほかの費用の負担の部分に関して、やはりこれは国に対して責任をとってもらうというような方向に持っていくべきじゃないのかなというふうに思うんですね。

今、見ていると、融資の利率が、固定で年の2.2、信用保証料が0.45から1.30と、これは3%以上になるわけじゃないですか。中小企業は多いわけですから、ある意味で非常な負担になるというふうに思うんですね。その部分を勘案して、この事故米に関しての――全然知らずにやっぱり被害を受けてお金が要するという場合は、貸し出しはしてもらって、それに対する補てん等に関しては、やっぱりこれは国とやってもらうような方向で考えてもらうべきだというふうに思うんですね。その部分はというふうにお考えでしょうか。

○宮尾商工政策課長 事故米の件につきましては、責任論につきましては、まさに藤川委員おっしゃるとおり、私どもも、国の責任なのでありまして、県でそこまでするかという話、御指摘のとおりだと思います。

ただ、私どもが対策を急いだ背景は、やはり実際困っておるのは県民でございまして、それに対して、風評被害等あるいは消費者対策も含めまして、不安のないようにしたいということで対策を急いだということで御了解いただきたいと思います。

ただ、国の方も、実際、昨日ですか、対策、かなり検討は進んでおりまして、金融支援から、それから補償の問題までかなり検討が進んでいるようでございます。

実際、この金融支援が発動されるのは、これから過去1カ月後の売り上げの減少である

とか、しばらくこれは推移を見ないと、今すぐ貸し付けるというものでもございません。その間に、国の対策等が、実際もう、現ナマと言うとおかしいですけども、被害補償金みたいな形で動き出せば、そちらの方でやっていただきますし、また、現在、商工会、商工会議所の経営指導員とも連絡をとって、実際の現地の状況とか、こういったものも把握しておりますが、今のところまだ数字としてあらわれているところはございませんので、今後、先ほども申し上げましたように、まだまだ流動的な面はございますが、御指摘のとおり、国の支援等を中心に対処すべきものであるというふうに私どもも考えております。

○藤川隆夫委員 じゃあ、今おっしゃったとおりで、実際、企業に迷惑がかからないように、企業負担もかからないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

もう1点だけよろしいですか。

県営工業団地の分譲価格見直し、確かに安くされて入居しやすくなったと思います。既に入居されている企業に対してはというふうな形で対応されるのか、それを1点お願いします。

○小野上企業立地課長 近隣の価格を調べる際にも、既に入居しておられる方々にも、改定するという話はまだはっきりは申し上げておりませんが、なかなか売れない状況であるので、価格を変えてでも入居させたいという意向は、特に城南工業団地なんかはたくさん残っていますので、そういうお話ししております。

ただ、幾らに減額するかということまでは、まだ現時点では言うておりませんが、これから具体的な金額についてはお話し申し上げて、了解をいただきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 その場合に、先に入居されていた企業から、恐らく応分の費用、やっぱり我々は高く払って入っているんだから、安く入っているところとの価格の調整はしてくれという話があるというふうに思うんですね。その部分も勘案してぜひやらないと、やっぱりいろんな問題が起こってくると思いますので、その付近はどんなふうにお考えでしょうか。

○小野上企業立地課長 基本的には、既に入居されておられる方々の、いわゆる土地取得について、減額ができるかというのはなかなか難しい問題だと思いますが、今までも意向をお尋ねした限りでは、何と申しますか、広くあいているよりも、まあにぎにぎしくなった方が自分たちとしてもうれしいというふうなお話はしていただいております。

ですから、どれだけ減額になるかという具体的な数字は今言っておりませんが、御理解をいただけるものだというふうなことで、これからそういうお話をさせていただきたいと思っております。

○藤川隆夫委員 わかりました。じゃあ、理解がしていただけるような形でやってください。

○早田順一委員 事故米に戻りますけれども、これはもう要望ですけれども、信頼回復対策でいろいろ行われると思いますが、非常に米じょうちゅうと聞くだけでちょっと引いてしまうような今状況がございまして、風評被害というのが結構あると思います。

それで、例えば商品に、検査済み票とか、何かステッカーとか、ラベルとか、何かそういうのをつけてあげれば、消費者の方も安心していろいろ買っていただけるかなというふうに思いますけれども、ちょっとお金がかかるかと思っておりますけれども、知事も焼酎大使で

頑張っておられますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

○佐藤雅司委員長 この事故米の問題については、やっぱり制度上の問題であるとか、食品のもちろん安全性の問題は当然でございますけれども、やっぱり県民、国民、相当の憤りを感じておるといふふうに思います。

同じ自治体として、国、県とお互いにかばい合うような姿勢だけはとらないように、やっぱりきちっと、地方分権の時代ですから、知事もおっしゃっているように、言うべきところはきちっと言うところをぜひ、藤川委員の発言にもありましたように、しっかりとそういうところは見ておいてほしいというふうに思います。

○溝口幸治副委員長 ちょっと事故米の件ですけれども、今球磨じょうちゅうの話が出ましたけれども、よく分析をしてもらわんといかぬと思うですね。

そんなに大きな問題はなかったわけですが、あとは風評被害が怖いということと、もう一つは、球磨焼酎酒造組合のうちに2社、そういう該当するというので、いち早くみずから記者会見をされ、風評被害が拡大するのを食い止められたと。そういったことがあったので、28社がまとまって、この2社が絶対落ち込むことがないように、この2社もしっかり組合としてカバーしていくことで、非常にいい取り組みが今なされております。

ですから、やっぱりこういう球磨じょうちゅうあるいは美少年さんも含めて、県産酒の振興をもうちょっと図っていただきたいと思うんですが、いろいろなイベントが企画されていますし、先ほど西岡委員からお話があったテルサでも、10月1日から、人吉・球磨フェアということで、そのしょうちゅうと特産品と2カ月にわたってやっていただくという取り組み、非常にやっぱり地元としてはあり

がたいと思いますが、知事初め執行部の皆さん方も、やっぱり安全宣言みたいなものというのは何回出してもいいと思うんですね。こういう機会をとらえて、安全宣言、信頼回復にぜひ努めていただきますよう要望しておきます。

○佐藤雅司委員長 それでは、ほかに質疑はありませんでしょうか。

○早田順一委員 最後、1点だけちょっとダムでいいですか。

知事が12月に表明をされると言われていますけれども、総括原価方式が年内に基本的な合意が得られる見込みとありますけれども、これが知事の発言と前後しないように、ぜひ企業局からも知事の方にさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願います。

○佐藤雅司委員長 それでは、これで質疑を終了いたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 それでは最後に、その他でございますが、その他の件で委員の先生方から何かございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、要望書4件が提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する